

新 しい 支 庁 の 姿  
(骨格案)

平成18年6月

北 海 道

## 「新しい支庁の姿」（骨格案）について

北海道では、平成14年11月に「支庁制度改革に関する方針」を策定し、この方針に基づき支庁制度改革に取り組んできましたが、昨今、道州制や市町村合併など地方分権改革が進展していることから、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくため、平成17年3月に「支庁制度改革プログラム」を策定しました。

これまで、このプログラムに基づき、新しい支庁の体制・機能に係る具体的な課題等を論点整理として取りまとめ、これをもとに、市町村を対象とした意見交換会の開催や道民に対する意見募集を行うとともに、庁内検討などを行ってきたところですが、こうした検討を踏まえ、現時点における新しい支庁の担う役割や、支庁の機能・体制の考え方及びその具体的な内容などについて、この度「新しい支庁の姿」（骨格案）として取りまとめました。

今後、市町村や道民の皆様のご意見をさらにお聞きしながら、成案に向け、取組を進めて参ります。

## これまでの経過

- ・ H13. 3 「支庁改革に関する試案」（支庁制度検討委員会）の受理
- ・ H14.1 1 「支庁制度改革に関する方針」の策定
- ・ H15. 2 「支庁制度改革の実施計画」の策定
- ・ H16. 9 「支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理」を取りまとめ
- ・ H16.1 1 「道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理」を取りまとめ
- ・ H17. 1 「支庁制度改革に関する基本的フレーム」を取りまとめ
- ・ H17. 3 「支庁制度改革プログラム」を策定
- ・ H17. 6 「新たな支庁の機能等に関する論点整理」を取りまとめ
- ・ H17.1 1 「新しい支庁の姿に関する論点整理」を取りまとめ
- ・ H18. 6 「新しい支庁の姿」（骨格案）を取りまとめ

# 目次

## 1 支庁制度改革の基本的な考え方

P 1 ~ P 5

- ( 1 ) 支庁制度改革の背景 . . . . . P 1 ~ P 2
- ( 2 ) 支庁制度改革の趣旨 . . . . . P 3 ~ P 4
- ( 3 ) 支庁制度改革の視点 . . . . . P 4
- ( 4 ) 支庁制度改革の進め方 . . . . . P 5

## 2 新しい支庁における地域の道行政の展開

P 6 ~ P 8

- ( 1 ) 支庁の役割に関する基本的な考え方 . . . . . P 6
- ( 2 ) 地域の道行政の展開の考え方 . . . . . P 6 ~ P 8
  - 支庁所管区域の再編
  - 4 部門体制の構築
  - 地域における道行政を展開する指針の策定

## 3 新しい支庁の体制・機能

P 9 ~ P 1 5

- ( 1 ) 4 部門体制の整備 . . . . . P 9 ~ P 1 0
- ( 2 ) 支庁機能の基本的な考え方 . . . . . P 1 1
- ( 3 ) 支庁（本体）機能、地域行政センター機能が担う事務（概要） . . . . . P 1 2 ~ P 1 4
- ( 4 ) 地域の状況などを踏まえた支庁の機能（概要） . . . . . P 1 4
- ( 5 ) 新しい支庁の組織体制のフレーム . . . . . P 1 5

## 4 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等

P 1 6 ~ P 2 0

- ( 1 ) 支庁所管区域の設定、支庁所在地等の設定に関する基本的な考え方 . . . . . P 1 6
- ( 2 ) 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等 . . . . . P 1 7 ~ P 1 8
- ( 3 ) 新しい支庁と道民・市町村などとの関係 . . . . . P 1 8
- ( 4 ) 新しい支庁における事務の進め方 . . . . . P 1 9 ~ P 2 0

- < 資料編 >
- ( 1 ) 現行の地域生活経済圏について
  - ( 2 ) 地域生活経済圏形成状況調査の概要（要約版）
  - ( 3 ) 新しい総合計画のイメージ
  - ( 4 ) 支庁機能の区分表
  - ( 5 ) 支庁制度改革の想定スケジュール

# 1 支庁制度改革の基本的な考え方

## (1) 支庁制度改革の背景

明治43年に現在の支庁制度の原型が形づくられてから、約1世紀近くの年月が経過し、その間に道路・交通網の整備や、住民活動の広域化、更には地方分権改革の進展(道州制、市町村合併等)など、支庁制度を取り巻く状況は大きく変わりました。

また、現在の支庁の機能や体制についても各種の課題が指摘されています。

### 道州制に向けた取組

現在、北海道では、地域のことは地域自らが決めることができる地域主権型社会の形成に向けて道州制の推進に取り組んでおり、その中では、北海道における道州制特区の推進や、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき道から市町村への事務・権限の移譲の取組を実施しています。

#### 【道州制特区推進法案の概要】

- ・地方分権の推進を図るため、道からの提案に基づき、権限移譲等を積み重ねていくシステムを構築
- ・内閣総理大臣を本部長とする推進本部に北海道知事も参画し、総理・閣僚と直接議論の上、推進する仕組みを実現
- ・平成16年に提案した権限移譲項目の一部を道に移譲

#### 【「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」(平成17年3月)の概要】

- ・道州制の下における市町村と道州の役割分担を明らかにした上で、移譲対象事務・権限をリスト化

現在道が担っている権限(約4,000項目)のうち、約2,000項目を移譲対象

- ・市町村の要望に応じて移譲を行う。
- ・移譲に当たっては、必要な人的・財政的措置を行う。

### 市町村合併の進展

平成11年7月に旧合併特例法の改正が行われ、いわゆる「平成の大合併」が始まり、全国では、3,232市町村の62%に当たる1,933市町村が合併し、平成18年3月末までに市町村数は1,821まで減少しており、市町村合併が大きく進展しました。

一方、本道においても、多くの地域で合併の検討が行われ、結果的に212市町村の4分の1に当たる53市町村が合併し、道内市町村数は180に再編されています。

平成17年4月に施行された新たな合併特例法では、合併構想の策定など都道府県の新たな役割が定められました。このため、道としては、分権型社会にふさわしい市町村体制を構築する観点から、道内の合併協議が一層円滑に進められるよう、合併構想の策定を進めています。

なお、北海道市町村合併構想案でお示しした組合せによる市町村合併が実現した場合、道内の市町村数は59市町村(36市23町村)となります。

## 現在の支庁の課題

### ・ 地方分権の進展等への対応についての課題

地方分権改革の進展を踏まえた、支庁のあり方や役割などについての検討が必要です。

### ・ 縦割型行政システムについての課題

地域課題に対する支庁の対応が縦割になりがちのため、地域における道行政の総合性の確保が必要となっています。

### ・ 本庁主導の行政についての課題

本庁、支庁の二層構造による非効率性を改善し、支庁がこれまで以上に地域課題に迅速かつ柔軟に対応することが必要です。

### ・ 支庁の組織や能力開発についての課題

支庁が地域の道行政をより円滑・効果的に執行できるようにすることや、職員の意識改革と能力開発が一層必要となっています。また、地域の実情などに応じた柔軟な体制づくりについても検討が必要です。

### ・ 支庁所管区域についての課題

交通・通信網の発達、住民の活動範囲の広域化などの変化に対応した支庁所管区域の検討が必要であるとともに、道が政策的に設定している圏域や区域がより有機的に連動できるよう支庁所管区域の見直しが必要となっています。

### ・ 行政の効率性についての課題

厳しい道財政の中で、行政の効率化によるコストの抑制と、新たな行政ニーズに的確に対応するための体制整備が必要となっています。

## 支庁を取り巻く状況

- ・ 14支庁体制となってから約1世紀近く
- ・ 住民のライフスタイルの変化や交通・通信網の著しい発達等

### 地方分権改革の進展

道州制、市町村合併  
道から市町村への事務・権限移譲

### 現在の体制の課題

縦割型行政システム、  
行政の効率化等

## 将来を見据えた支庁制度改革の推進

< 地域の個性と主体性を一層発揮させる地域主権型社会の実現に資する >

## (2) 支庁制度改革の趣旨

支庁を取り巻く状況の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性と主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するため支庁制度改革を実施します。

### 地域主権型社会の意義と支庁制度改革

支庁制度改革を理解していただくため、まず知って頂きたいのは「地域主権」の考え方です。

これまで日本の社会は、中央で物事を決めそれを地方にやらせる、または国がお金を集め、それを地方に配分して各種の事業を行う、といったやり方が主流でした。

ただ、それでは地方の人々は何をするにも国の指示を仰ぎ、了承を得なくてはなりませんし、国からお金をもらうため、どうしても国に依存しがちとなります。

こうしたスタイルは、例えば、明治時代のような近代国家への移行時や、戦後の復興時のように、急いで国の発展を図る必要がある場合などにはとても有効でした。

しかし、現在のように、ある程度の豊かさが実現し、また多様な価値観を持った人々が増えるに従って、こうしたやり方ではなく、「国が持っている権限や財源を地方に移し、これによって地方のことはそれぞれの地方の人たち自身が決める方が、より地域にふさわしい政策や事業が展開できる」といった考え方が提唱されるようになりました。(こうした考え方を「地方分権」と言います。)

北海道では、この「地方分権」を踏まえ、国から権限や財源を分けてもらう視点ではなく、地域の住民や市町村からの視点に重点を置いた「地域主権」の考え方を基本に、道州制への取組や、道から市町村への事務・権限の移譲、自主的な市町村合併の推進に取り組んでいます。

つまり、地域主権型社会とは「地域のことは地域が決めることができる社会、地域の個性と主体性を一層発揮させることができる社会」と言えます。

地域主権型社会では、地域の総合的な行政主体となるのは「市町村」です。

このためには、住民に一番身近な基礎自治体である市町村がまず行う、市町村でもできないことは広域自治体の都道府県が行う、都道府県でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」を徹底することが重要であり、このことが二重行政の解消や行政の効率化にもつながっていくものです。

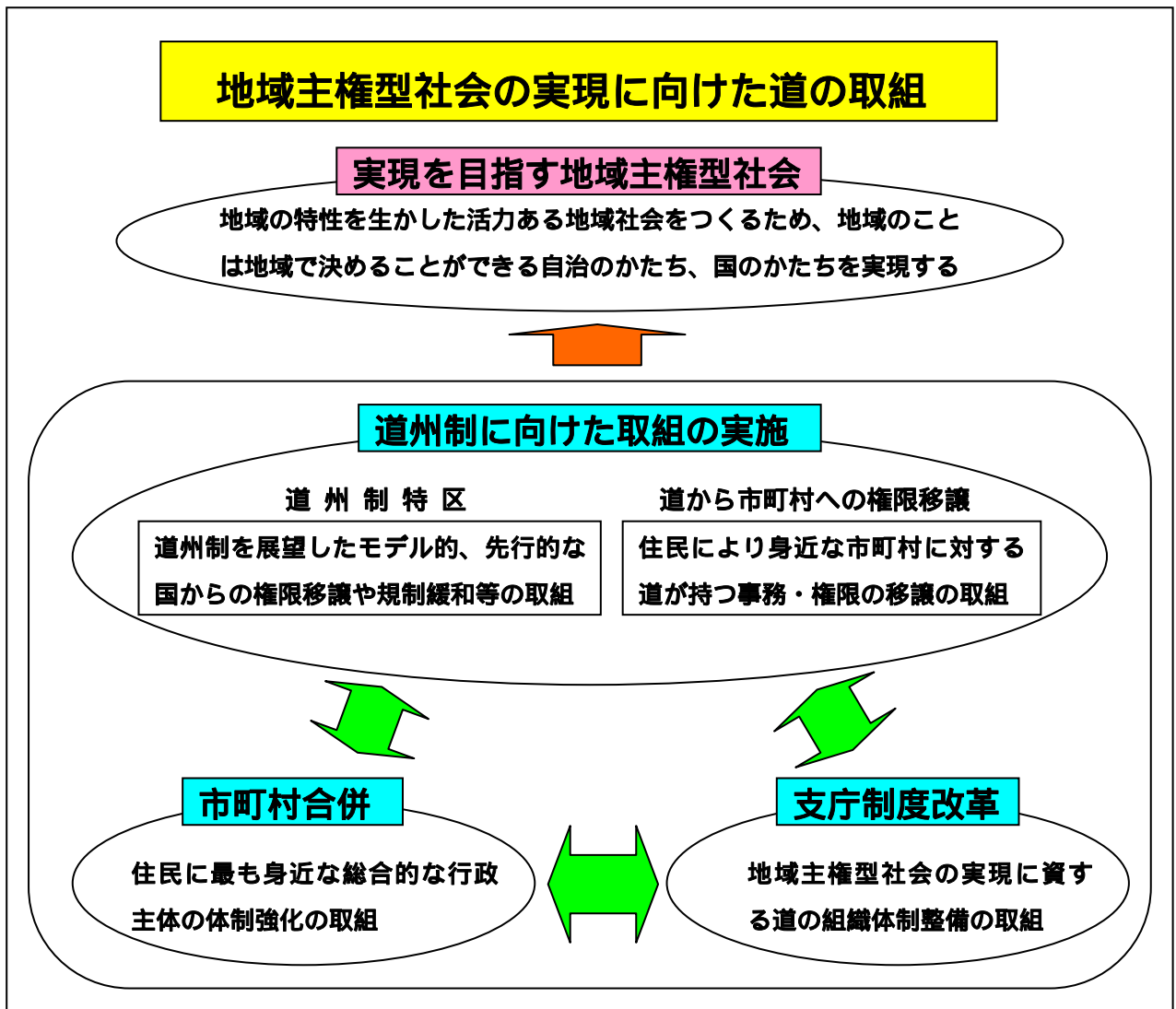
支庁制度改革は、支庁の将来の姿を明らかにした上で、こうした地域主権型社会の実現に資することを目的として取り組むものです。

### 地域主権型社会の形成に向けた取組と支庁制度改革

支庁制度改革は、直接的には道の組織機構を見直す取組ですが、改革の理念は、市町村合併や道から市町村への権限移譲などの目指す方向と一致しています。

地域主権型社会の形成に向けては、それぞれの進展の度合いは異なっても、それぞれが整合性を図りながら、できるところから取り組むことが必要です。

支庁制度改革を通じて、こうした動きに柔軟に対応できる道の組織体制を整備することにより、地域主権型社会の実現に資することができるよう、取り組みます。



### (3) 支庁制度改革の視点

支庁制度改革に当たっては、地方分権改革の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する「支庁」の確立に向けた改革を行います。

なお、改革に当たっては、次の視点を踏まえ実施します。

#### 地方分権改革の視点

市町村合併、道州制の先行実施の取組、道から市町村への事務・権限の移譲など、現在の地方分権改革を踏まえた支庁の体制の見直しを行います。

#### 行財政改革の視点

現下の厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制の整備を行います。  
(組織のスリム化、改革全体を通して行政コストの抑制)

#### (4) 支庁制度改革の進め方

支庁制度改革は、地方分権改革の進展に伴う長期的な改革であり、大きく分けて次の2つの段階となります。

##### 過渡的改革（市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革）

市町村の体制が充実するまでの過程で、市町村への事務・権限の移譲の状況や合併の進展状況によって様々な市町村の形が想定されることから、市町村の状況などに応じ、支庁は次の事務を担います。

地域の道行政の事務（将来的にも道が担う事務）

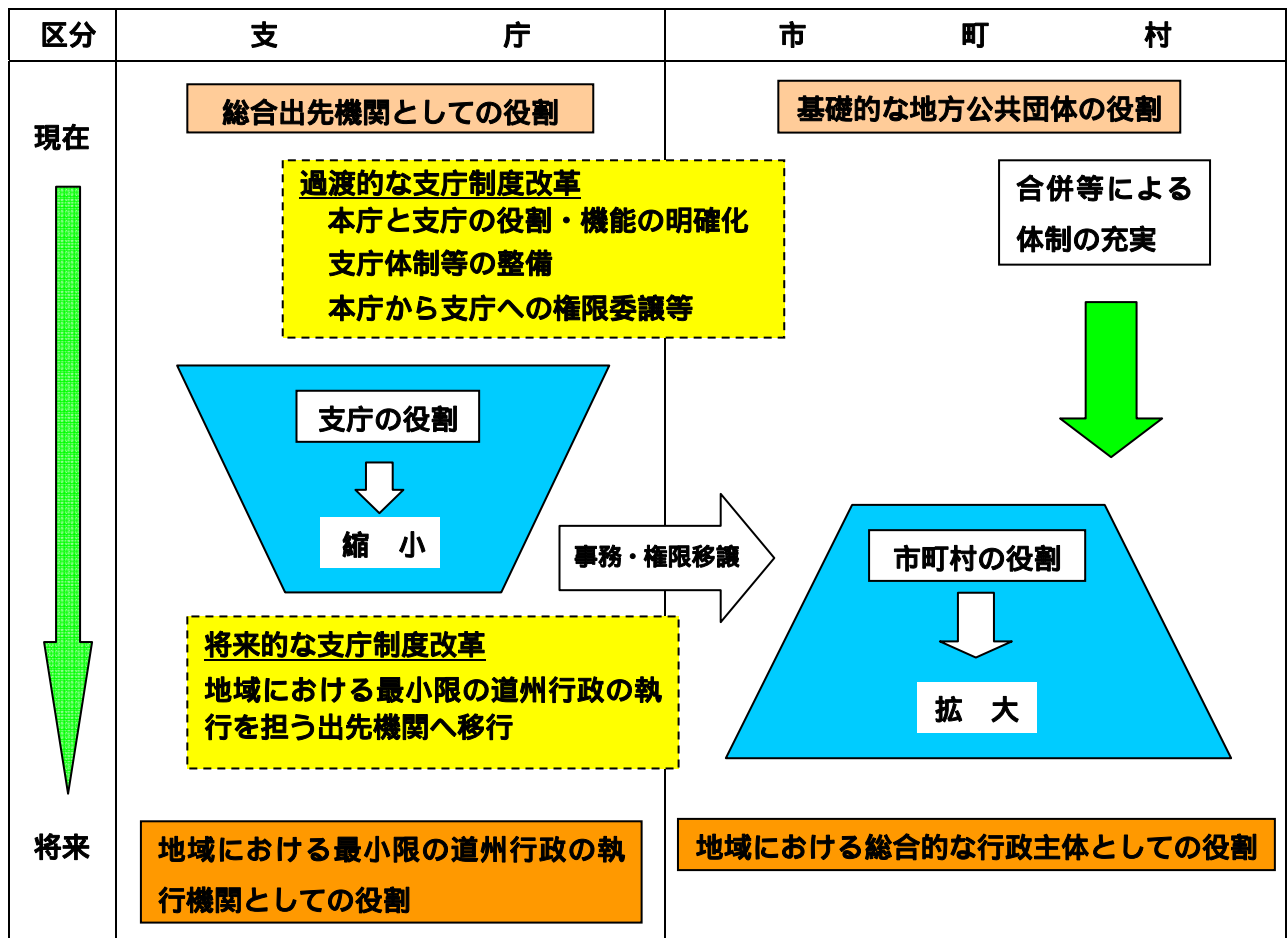
所管区域内の調整事務

市町村へ移譲予定の事務（市町村の体制が十分整備されていないなどの理由によりすぐに市町村に移譲できない事務）

##### 将来的改革（市町村が、地域の総合的な行政主体としての役割が十分果たせる段階における改革）

道（支庁）の事務・権限の市町村への移譲に伴い支庁の機能は順次縮小し、最終的に支庁は地域における最小限の道州行政を担う出先機関となります。

#### 長期的な支庁制度改革の方向





## 2 新しい支庁における地域の道行政の展開

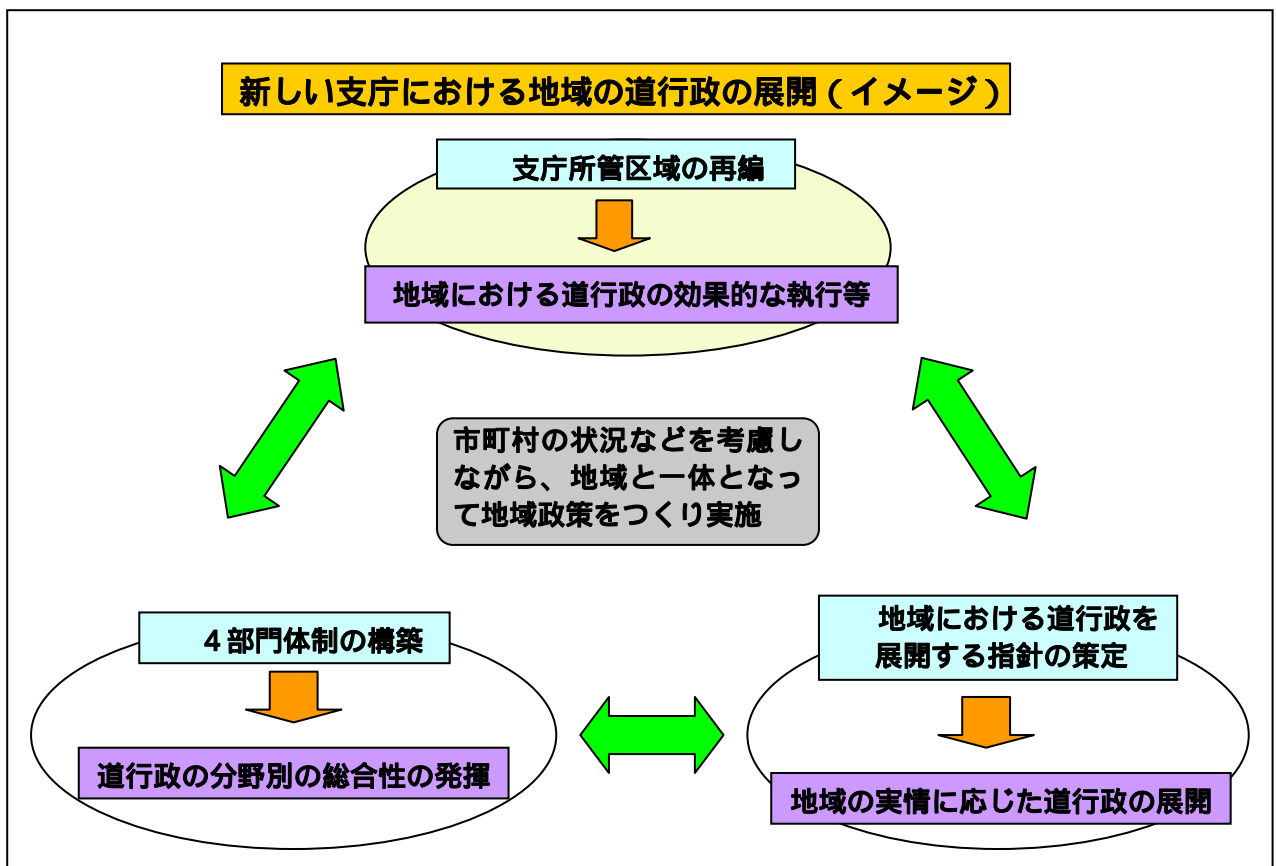
### (1) 支庁の役割に関する基本的な考え方

地域主権型社会では、市町村は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担います。

支庁制度改革は地域主権型社会の実現に資する改革であり、地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた取組を積極的に支援するとともに、市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などに応じた役割を担います。

### (2) 地域の道行政の展開の考え方

これまで支庁は地域の総合出先機関として地域における道行政の展開を担ってきましたが、支庁制度改革の基本的な取組（支庁所管区域の再編、4部門体制の構築、地域における道行政を展開する指針の策定）を行うことにより、新しい支庁は、市町村の状況などを勘案しながら、地域と一体となって地域政策をつくり実施します。



#### 支庁所管区域の再編

支庁所管区域は地域生活経済圏を基本に再編します。

### 支庁所管区域の再編の効果

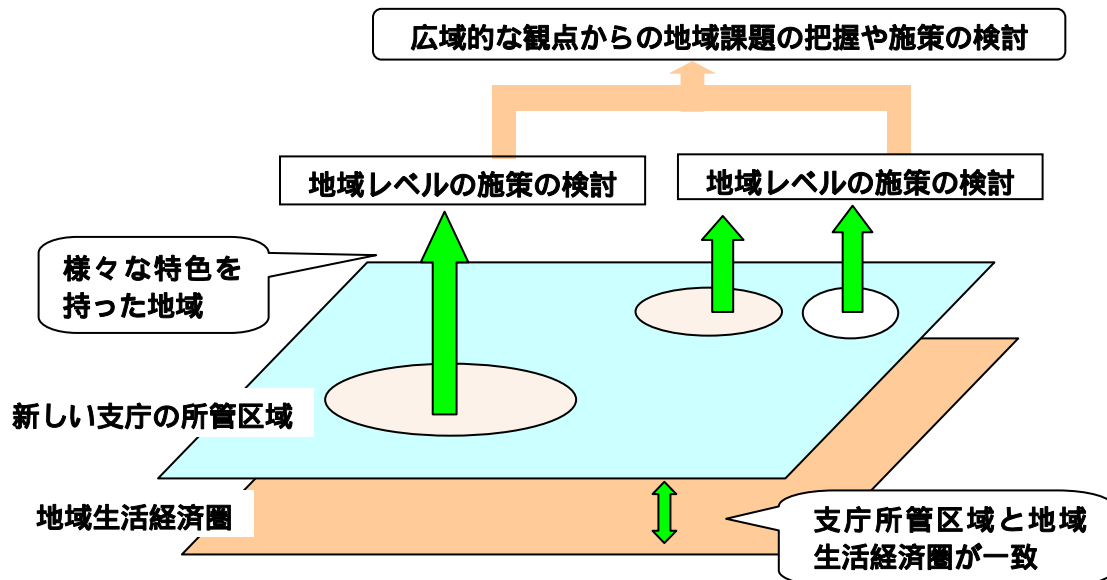
- ・ 地域生活経済圏は、道の総合計画において、道が地域政策を展開する上での基本的な圏域として設定しています。そのため、地域生活経済圏を基本に支庁所管区域を再編することにより、道の総合計画との一体性を保ちつつ、当該圏域ごとの効果的な広域政策の展開が可能となります。
- ・ 道の政策を展開する圏域や区域と、支庁所管区域を一致させることにより、支庁がこれまで以上に総合的な観点から、地域課題の把握、検討や政策の立案を行うことができます。
- ・ 所管区域の再編に伴い、必要な機能を集約化することにより、業務の専門性を高め、地域課題に柔軟かつ機動的に対応することができます。

### 地域の状況や特色を踏まえた地域レベルの施策の展開

地域生活経済圏は本道の拠点となっているいくつかの都市圏を中心に、その都市機能の及ぶ範囲などを総合的に勘案して設定したものであり、歴史や自然など様々な特色のある地域から成り立っています。

そのため、新しい支庁における地域の道行政の展開に当たっては、支庁所管区域内の地域ごとに、課題の把握や施策の検討、更には地域の実情や特色を踏まえた地域レベルの検討を行い、地域の実情に応じ効果的に道行政を推進します。

### 地域の状況や特色を踏まえた道行政の展開イメージ



## 4 部門体制の構築

支庁は、「地域振興・管理部門」、「道民生活部門」、「産業振興部門」、「社会資本部門」の4部門体制とします。

### 道行政の分野別の総合性の発揮

部門ごとの企画事務は「地域振興・管理部門」で総合的に調整し、支庁全体の観点から地域課題を一元的に把握するとともに、地域政策を総合的に検討します。

これにより、今まで以上に分野別の総合性を発揮するとともに、それを踏まえ支庁全体の総合性を持った地域行政を執行します。

## 地域における道行政を展開する指針の策定

地域が主体となった効果的な道行政を推進するため、各支庁は「地域における道行政を展開する指針」を策定します。

この指針は、新しい総合計画（資料編（3）参照）の推進の手だてとして、総合計画の基本方向に沿って作成する「（仮称）圏域政策展開方針」と一体のものとして策定することを検討します。

### 「指針」の検討イメージ

策定主体～支庁

主な内容

中長期的な視点から、地域の課題や地域の目指す方向性、取り組むべき政策展開の考え方を明らかにします。

策定に当たっての留意点

指針の策定に当たっては、既存の会議などを活用し、幅広く道民、市町村の参画を得ます。

総合計画との関係

新しい総合計画（H20～）が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進します。

### 3 新しい支庁の体制・機能

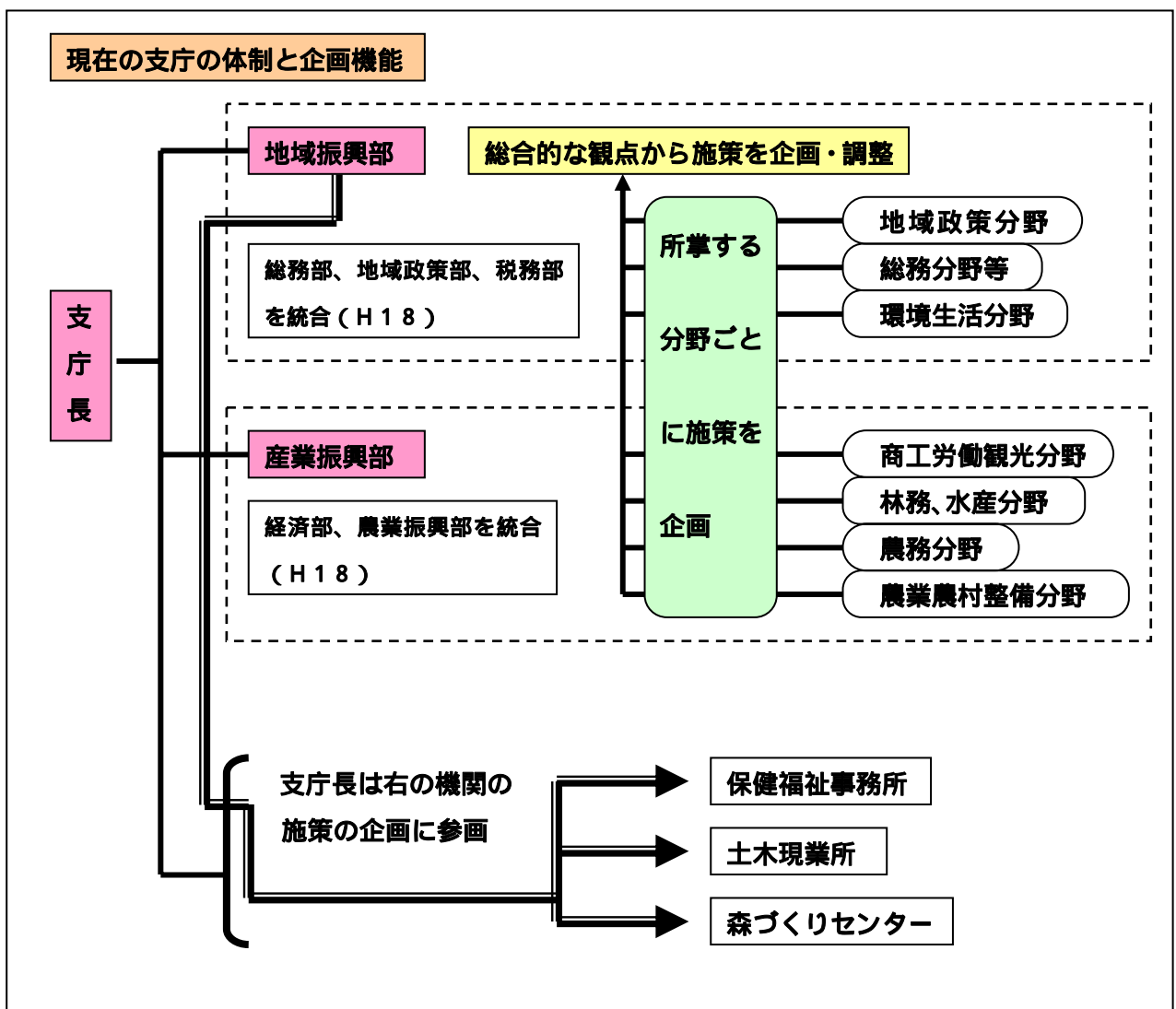
過渡的改革として、今後整備する新しい支庁の体制・機能は、次のとおりです。

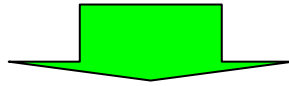
#### (1) 4部門体制の整備

道行政の分野別の総合性を発揮し、また、地域における効果的・効率的な道行政の展開ができるよう、支庁は、「地域振興・管理部門」、「道民生活部門」、「産業振興部門」、「社会資本部門」の4部門体制とします。

部門ごとの企画事務は「地域振興・管理部門」で総合的に調整し、支庁全体の観点から地域課題を一元的に把握するとともに、地域政策を総合的に検討します。

そのため、この考え方にに基づき、平成16年度において、それまで各部の出先機関であった土木現業所、保健所等を「支庁長の所管に属する出先機関」とするとともに、平成18年度において、支庁の体制を2部体制（総務部・地域政策部・税務部 地域振興部、経済部・農業振興部 産業振興部）とするなど、今後の支庁所管区域の再編等に向け、一部改革に着手しています。





#### 4 部門体制の整備と企画機能

##### 地域振興・管理部門

- ・支庁全体を見据えた総合的な地域政策の立案
- ・地域の実情に応じた地域の行政の展開

支庁全体を見据えた総合的な地域政策の展開や、各部門の調整、支庁業務の総合的な管理・運営を担います。

##### 各部門の企画事務の総合調整

地域振興・管理部門の企画調整

〔地域政策、地域調整、総務、  
会計、税務〕

##### 道民生活部門

道民生活部門の企画調整

道民生活に関連の深い分野に係る施策の総合的な展開や住民サービスの提供などを担います。

〔道民生活、環境、健康推進、  
社会福祉、保健衛生、  
児童相談〕

##### 産業振興部門

産業振興部門の企画調整

地域の産業振興に係る施策の総合的な展開などを担います。

〔商工労働観光、林務、水産、  
農務、農業農村整備〕

##### 社会資本部門

社会資本部門の企画調整

社会資本の整備・管理に係る施策の総合的な展開などを担います。

〔建築、公共施設整備〕

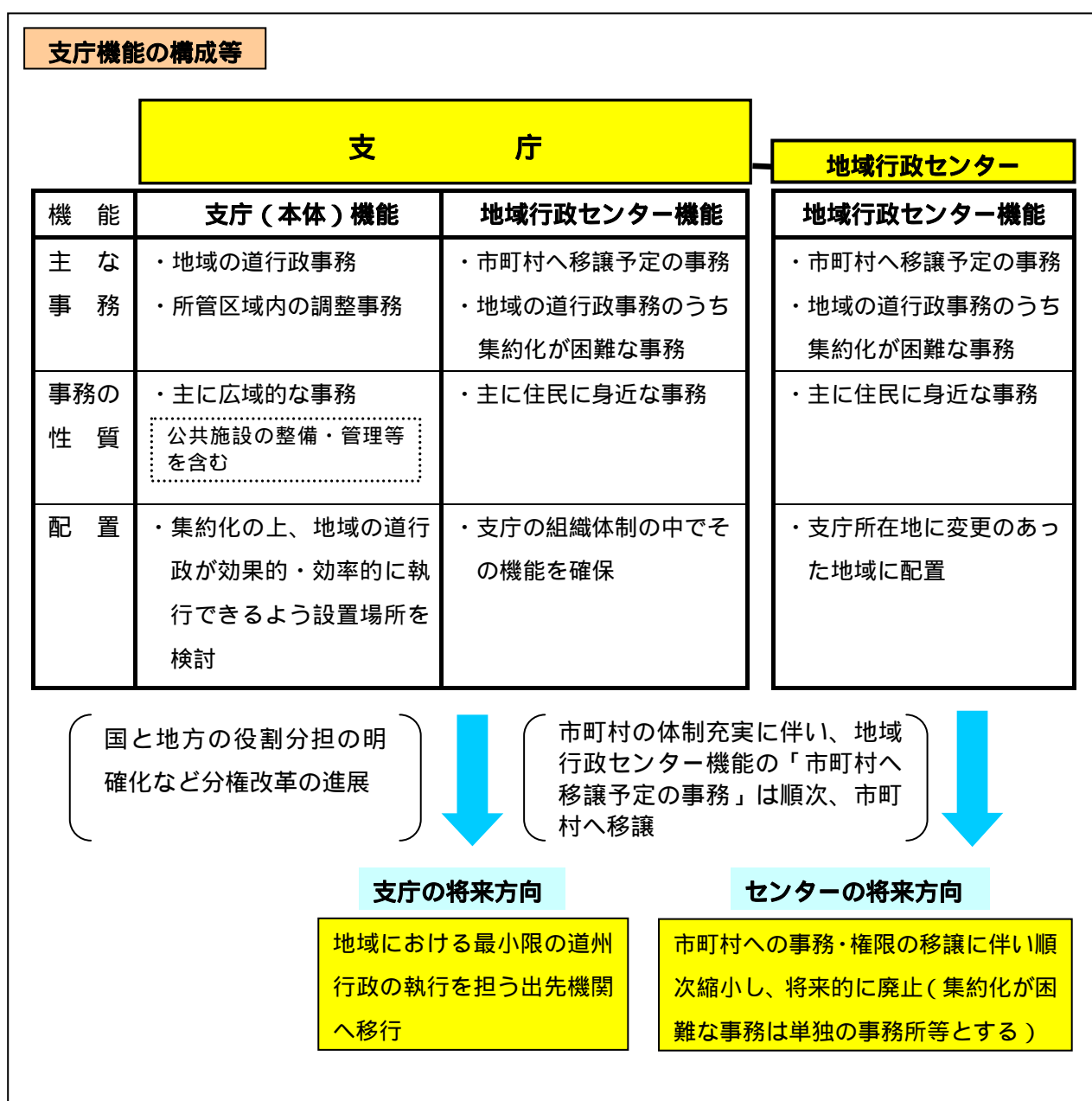
## (2) 支庁機能の基本的な考え方

地域における効果的な道行政や道から市町村への事務・権限の移譲を推進する観点から、新しい支庁の機能は、地域の実情に応じた道行政の執行事務などを主体とした「支庁（本体）機能」と市町村へ移譲予定の事務を主体とした「地域行政センター機能」の2つで構成します。

支庁（本体）機能は、地域における道行政が効果的・効率的に執行できる場所に設定します（詳細の考え方はP.16～18を参照してください。）。

地域行政センター機能は、支庁の再編に伴い、支庁所在地の変更のあった地域においては、過渡的な支庁の出先機関である「（仮称）地域行政センター」を設置し、そこで担います。

また、再編後の支庁所在地では、支庁の組織体制の中でその機能を確保します。



### (3) 支庁(本体)機能、地域行政センター機能が担う事務(概要)

支庁機能の基本的考え方を踏まえ、支庁(本体)機能、地域行政センター機能が担う基本的な事務(概要)は次のとおりとします。

なお、支庁(本体)機能のうち、林務分野、水産分野、農務分野、農業農村整備分野及び公共施設整備分野の業務の一部(工事や施設の管理、普及指導事務等)は、災害対応や効果的・効率的な業務執行の観点から、必要な地域に配置します。

#### 支庁機能の区分表(概要)

部門	分野	支庁(本体)機能	地域行政センター機能
		業 務	業 務
地域振興・管理	地域政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域政策</li> <li>・各部門の企画事務の総合調整</li> </ul>	
	企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興・管理部門の企画調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興・管理部門の相談窓口の案内等</li> <li>・特定の地域課題等</li> </ul>
	地域調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・消防</li> <li>・広報広聴</li> <li>・土地利用</li> <li>・統計</li> <li>・市町村行政</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災(連絡調整等)</li> </ul>
	総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務</li> <li>・職員厚生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道政に関する総合案内</li> <li>・総務(旅券、庁中管理等)</li> </ul>
	会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理審査</li> <li>・出納需品</li> <li>・事業管理</li> </ul>	
	税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税、納税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税相談、諸証明</li> </ul>
道民生活	企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活部門の企画調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活部門の相談窓口の案内等</li> </ul>
	道民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活(生活・スポーツ・文化の振興等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活(特定非営利活動等)</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全(環境保全活動の促進)</li> <li>・廃棄物対策(廃棄物対策の調整等)</li> <li>・自然環境(普及啓発等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全(公害に関する規制等)</li> <li>・廃棄物対策(産業廃棄物の処理等)</li> <li>・自然環境(野生動物の保護等)</li> </ul>
	健康推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健推進(市町村保健活動の支援等)</li> <li>・保健予防(医療機関の指定等)</li> <li>・健康増進(市町村との調整等)</li> <li>・子ども未来・子育て支援相談(少子化対策等)</li> <li>・精神保健福祉(精神保健対策の調整等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健推進(保健・医療・福祉の総合相談等)</li> <li>・保健予防(感染症の検査等)</li> <li>・健康増進(健康増進法関連事務等)</li> <li>・子ども未来・子育て支援相談(保育所認可・母子保健の総合相談等)</li> <li>・精神保健福祉(精神障害者の保健指導等)</li> </ul>
	社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉(地域福祉計画等)</li> <li>・保険運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉(社会福祉施設の整備(許認可)等)</li> <li>・生活保護</li> <li>・社会福祉法人等の運営指導等</li> </ul>
	保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療業務(医療・医療相談(医療安全支援センターの運営)・薬事保健等)</li> <li>・食品保健(健康被害発生状況把握・動向把握等)</li> <li>・食肉検査(と畜場等)</li> <li>・環境衛生(水道供給施設等・狂犬病発生時の措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務業務(医療施設及び医療法人、薬局・医薬品販売業等)</li> <li>・食品保健(許認可事務・監視指導事務等)</li> <li>・食肉検査(と畜検査等)</li> <li>・環境衛生(犬猫引取等)</li> </ul>

部門	分野	支庁（本体）機能	地域行政センター機能
		業 務	業 務
	児童相談	・試験検査	
		・相談支援・指導 ・判定援助 ・一時保護	
産業振興	企画調整	・産業振興部門の企画調整	・産業振興部門の相談窓口の案内等
	商工労働 観光	・労働（雇用対策等） ・商工振興（中小企業経営革新支援等 及び物産振興等） ・指導保安（砂利等資源対策の調整） ・観光	・労働（労働相談等） ・商工振興（中小企業金融・経営相談等） ・指導保安（砂利採石の指導取締等）
	林 務	・林務 ・造林 ・林産 ・治山 ・林道 ・森林保全 ・みどり対策 ・森林の利活用 ・森林に関する普及指導 ・道有林野の管理・整備	
	水 産	・漁政 ・水産に関する普及指導 ・水産振興 ・漁港漁村（漁港整備等） ・漁業管理（遊漁船業の適正化等）	・漁港漁村（漁港管理等） ・漁業管理（漁業許可等）
	農 務	・農政 ・農業経営 ・農村振興 ・生産振興（農畜産物の生産振興等） ・農業改良普及指導 ・家畜保健衛生	・生産振興（家畜取引等）
	農業農村 整備 （調整）	・調整 ・指導企画 ・地域計画 ・事業用地	
	農業農村 整備 （事業実施）	・設計 ・事業実施	
社会資本	企画調整	・社会資本部門の企画調整	・社会資本部門の相談窓口の案内等
	建 築	・建築・住宅（公営住宅等の建設指導等） ・まちづくり・屋外広告物（市町村のま ちづくりの総合調整等）	・建築・住宅（建築基準、開発行為等） ・まちづくり・屋外広告物（屋外広告物 の許可等）
	公共施設 整備 （調整）	・事業管理 ・事業用地 ・公共施設等管理	
	公共施設 整備 （事業実施）	・道路建設 ・治水 ・空港、海岸、漁港の事業実施	

注1～上記は、新しい支庁が担う基本的な事務（主なもの）を示したものであり、今後変更される場合がある。

注2～各部門ごとに、部門全体の企画機能を集約化することとしていますが、これは個々の事務に付随する事務レベルの企画事務まで集約化する趣旨ではありません。

注3～支庁機能の区分表の詳細は資料編（4）を参照してください。



### 支庁所在地に変更のあった地域に配置する機能の類型

支庁所在地に変更のあった地域（支庁管内）においては、再編後においても、主に次のような機能は継続されます。

業務の類型		主な事務（事例）
住民サービスの確保	住民に身近な許認可、申請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券の発給</li> <li>・税の収納・納税証明に関する手続</li> <li>・生活保護法に基づく援護の実施</li> </ul>
	相談業務、窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道政相談</li> <li>・納税相談</li> <li>・母子保健相談</li> <li>・中小企業労働相談</li> </ul>
災害・危機管理への対応	災害や健康被害、環境汚染などへの初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の確認、二次災害の防止等</li> <li>・自然災害（地震、風水害等）</li> <li>・健康被害（食中毒、感染症等）</li> <li>・環境汚染（水質汚濁等）</li> <li>・漁業海難事故、漁業災害</li> </ul>
	健康被害の予防や環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品、食品関係施設等の監視・指導等</li> <li>・公害に関する規制</li> <li>・産業廃棄物の処理</li> </ul>
地域における業務実施の効率性の確保	公共施設等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川、漁港、治山施設等の維持管理、補修</li> <li>・道有林野の整備管理</li> <li>・道営住宅の管理</li> </ul>
	普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業普及指導、林業普及指導、水産普及指導</li> </ul>

### （４）地域の状況などを踏まえた支庁の機能（概要）

新しい支庁の機能については、（３）を基本としますが、下記の留意事項を踏まえ、支庁（本体）に集約化すべき事務であっても、地域行政センターの組織又は支庁（本体）の出先機関として必要な機能を地域に配置することにより、地域の道行政事務の執行に著しい障害を生じさせないように配慮します。

#### 留意事項

- ・地域の特殊事情
- ・管内の事業規模などを踏まえた効果的・効率的な地域の道行政の展開
- ・地域における安全・安心の確保

#### <地域の状況などを踏まえた主な機能（設置を検討する支庁名（現行））>

- ・北方領土対策に関する機能（根室）
- ・火山噴火対策に関する機能（胆振）
- ・原子力防災に関する機能（後志）

\* 上記は現時点において検討対象としている機能を例示したものです。

## (5) 新しい支庁の組織体制のフレーム

新しい支庁の組織は、次の考え方を基本に、今後、検討します。

### 局制の導入

道行政の分野別の総合性を発揮させるため、4部門とするとともに、本庁と同様に「意思決定の迅速化」、「責任体制の明確化」を図るため、「局制」を導入します。

### 各「局」に関係分野を統括する「課」を配置

支庁機能の分野を関連ごとに統括する課を配置します。

### 各「課」には「グループ制」を導入

簡素で効率的、機動的な組織とするため、本庁と同様に「グループ制」を導入します。

### 個々の支庁には地域の状況を踏まえた組織を設置

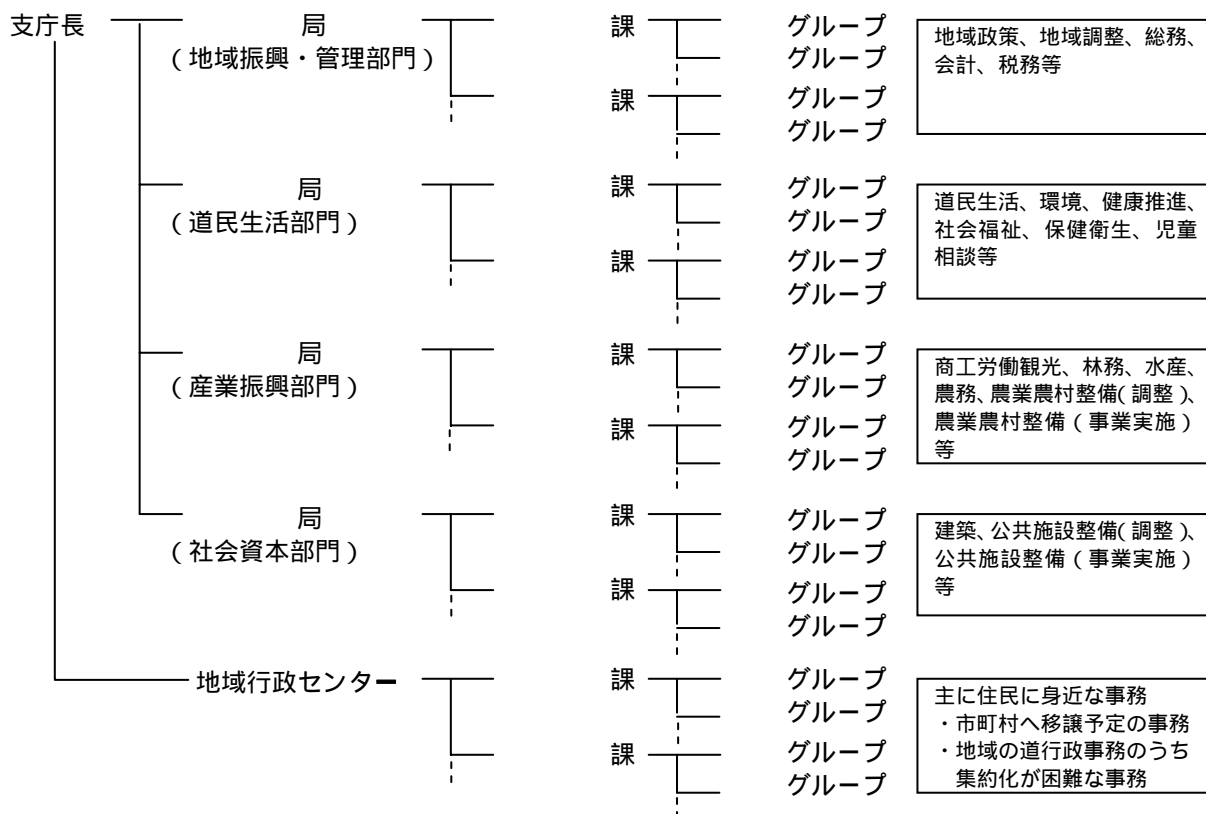
地域の特殊事情や安全の確保などを考慮した個別の組織の設置についても検討します。

### 出先機関の内部組織化

「支庁長の所管に属する出先機関」としている「保健福祉事務所」、「土木現業所」等については、組織を再編し、支庁の内部組織とします。

### 新しい組織のイメージ

あくまで、標準の組織を上記の考え方に基づきイメージしたものであり、課・グループの構成は、支庁、地域行政センターの規模等を考慮し、別途検討します。  
各局等の名称は別途検討します。



## 4 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等

### (1) 支庁所管区域の設定、支庁所在地等の設定に関する基本的な考え方

支庁所管区域は地域生活経済圏（資料編（1）参照）を基本に再編します。

支庁所在地の変更のあった地域に、過渡的な支庁の出先機関として地域行政センターを設置します。

支庁所在地は、次の点を総合的に勘案の上、設定します。

- ・ 庁舎整備に要するコストの抑制を図る観点から、現在の庁舎の活用を基本とします。
- ・ 現行の支庁所管区域が、基本的に同じ区域として、新たな支庁の所管区域へ移行する場合は、これまでの地域における道行政の展開を考慮し、支庁所在地は変更しません。
- ・ 複数の支庁所管区域を統合して、新たな支庁所管区域を設定した場合は、地域生活経済圏の中核都市圏の中心となる都市を支庁所在地とします。
- ・ 支庁所在地の検討に当たっては、交通の事情や国の出先機関との関係などを考慮します。

#### 地域生活経済圏を基本とする考え方

現行の総合計画においては、市町村や支庁の枠組みをこえた広域的な観点から地域の発展をめざし、中核都市圏と地域中心都市と農山漁村との結びつきを強め、それぞれ特色ある発展をしていく地域的なまとまりとして6つの地域生活経済圏を設定し、様々な施策を展開しています。

平成17年3月に策定した「支庁制度改革プログラム」においては、交通・通信網の発達などにより、住民活動や産業経済活動が広域化している状況などを踏まえ、より効果的な地域政策を展開していくため、この地域生活経済圏を基本に支庁所管区域を再編することとし、具体的な支庁区域の設定に当たっては、地域生活経済圏の状況を検証するとともに、新しい総合計画との整合性を考慮することとしています。

なお、現行の総合計画で設定した地域生活経済圏の形成状況調査（平成18年3月）によると、一部に圏域外の中核都市圏との一定の結びつきがある地域も見られますが、全般的に見ると圏域を形成するための一定の都市機能の集積や都市と農山漁村との結びつきが見られ、現行の総合計画で意図された圏域の形成が概ね図られているという結果になっています。（資料編（2）参照）

新しい総合計画においては、今後とも、地域生活経済圏の考え方を基本に地域政策を展開していくこととしていますが、具体的な圏域の設定については、道民の方々や市町村など地域の意向もお伺いしながら検討していくこととしています。

#### 支庁所在地の考え方

複数の支庁所管区域を統合して、新たな支庁所管区域を設定した場合の支庁所在地については、中核都市圏に機能を集中させず、分散を図るべきという意見があります。

しかしながら、支庁所在地の設定に当たっては、地域生活経済圏が道の基本的な地域政策展開圏域であることや、新しい支庁においては、地域に出向く行政を推進する必要があることなどを踏まえ、道の地域政策の効果的かつ効率的な展開、交通の要衝としての機能や周辺地域との結びつきなどを考慮する必要があるものと考えています。

## (2) 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等

具体的な支庁の所管区域及び支庁所在地については、上記の考え方にに基づき、新しい総合計画における、今後の地域生活経済圏の検討などを踏まえ設定します。

なお、現行の地域生活経済圏に基づくと、支庁所在地等は次のとおりになるものと考えています。

地域生活経済圏	支庁（仮称）	支庁所在地	地域行政センター（仮称）	
				所在地
道南圏	道南支庁	函館市	檜山地域行政センター	江差町
道央圏	道央支庁	札幌市	後志地域行政センター 空知地域行政センター 胆振地域行政センター 日高地域行政センター	倶知安町 岩見沢市 室蘭市 浦河町
道北圏	道北支庁	旭川市	留萌地域行政センター 宗谷地域行政センター	留萌市 稚内市
オホーツク圏	オホーツク支庁	網走市		
十勝圏	十勝支庁	帯広市		
釧路・根室圏	釧路・根室支庁	釧路市	根室地域行政センター	根室市

### 所管区域が広い支庁への対応

地域生活経済圏を基本に支庁を再編することにより、従来より広い所管区域が生じます。

道としては、支庁所在地が変更となる地域には、主に住民に身近な事務を担う地域行政センターを設置することにより、行政サービスが低下しないよう配慮します。

また、地域生活経済圏は、単に住民の日常生活の活動範囲を示したものではなく、道が市町村の範囲を超えて広域的な政策を行っていくための基本的な区域であり、歴史や自然など様々な特色を持った地域から成り立っています。そのため、新しい支庁においても、支庁所管区域内のそれぞれの地域の実情や特色を踏まえ、課題の把握や施策の検討を行います。

さらに、新しい支庁の組織体制については、地域の事情や管内の事業規模などに配慮し、必要な機能を地域に配置するほか、業務の執行に当たっては、積極的に地域に出向く行政を推進するなどの工夫を行います。

こうした対応により、地域生活経済圏を単位として、総合的な観点から地域課題の把握や地域政策の立案を行うことができる体制となるよう検討を進めます。

#### 支庁所在地が変更となる地域への対応

道としては、これまで道が提供してきた住民に身近な事務については、市町村への事務権限の移行が行われるまでの間は、地域行政センターが担うことにより、行政サービスが低下しないよう配慮するほか、地域の振興については、今後とも、支庁所在地であるかどうかに関わらず、市町村と一体となって取り組んでいきます。

#### 新しい支庁及び地域行政センターの名称

新しい支庁及び地域行政センターの名称については、今後、幅広くご意見を頂きながら検討します。

### (3) 新しい支庁と道民・市町村などとの関係

新しい支庁及び地域行政センターと地域住民・市町村等との関係については、できるだけ重複しないよう、適切な機能分担に配慮するとともに、改革に伴い、本庁から支庁への権限委譲などにより、業務の専門性を高め、これまで以上に地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。

#### 地域住民との関係

地域行政センターは、主に市町村へ移譲予定の事務を担うこととしていますが、具体的には、地域住民から直接、申請等の手続きや相談などを受ける業務が中心となるものと考えています。

このため、これまで支庁において行っていた、住民の皆様が直接出向く必要がある行政サービスは、原則として、地域行政センターで対応することとなります。

#### 市町村等との関係

市町村や各種団体等との関係は、基本的には支庁本体において対応することになりますが、今後の事務処理に当たっては、ITの活用や仕事の処理方法の改善などを行い、市町村等に大きな負担をかけないよう努めます。

#### 本庁と支庁の関係

地域主権型社会の形成に向けた、道州制特区の導入や市町村への事務・権限の移譲などの取組は、本庁を含めた道全体の業務のあり方を大きく変えるものです。

また、身近な事務は住民に身近なところで処理することが望ましいという考え方のもと、今後、さらに本庁から支庁への権限の委譲を進めることとしています。

新しい支庁に事務を集約化することにより、これまで以上に業務の専門性が高まるとともに、地域課題に柔軟かつ機動的に対応することができるものと考えており、支庁においてヒアリングを行った後、本庁で再度ヒアリングを行うというような、本庁・支庁の二層構造による非効率性についても、改善できるものと考えています。

## (4) 新しい支庁における事務の進め方

新しい支庁では、仕事の進め方に関し、これまでの手法にとらわれず、工夫・簡素化を図っていくとともに、地域の住民等に対するサービスの確保に努めます。

### 地域へ出向く行政の推進

地域課題の把握や地域政策の検討などに当たっては、支庁職員が積極的に地域に出向き、住民、市町村等との連携を図ります。

各種ヒアリング、検査、会議などは、支庁に参加者を集めるのではなく、できるだけ支庁職員が地域に出向き開催します。

### 業務の工夫・簡素化の推進

ITの活用、仕事の処理方法の改善など「業務の工夫・簡素化」を行い、地域住民や市町村などに大きな負担をかけないような対応に努めます。

#### (取組例)

- ・支庁が発注する工事などの入札に当たっては、電子入札を導入します。
- ・市町村などとの連携・調整に当たってはメール・FAX等を積極的に活用します。

### 効果的な相談体制の整備

#### ・住民の利便性を考慮した体制

住民と直接会わなければ対応できないものは支庁及び地域行政センターに配置しますが、相談等の体制を充実することにより、これまで以上に専門的・的確な対応を実現できるものは、住民に大きな負担をかけない範囲で集約化を図ります。

#### ・地域に出向く対応

集約化を図るものについては、地域の状況や地域住民等のニーズなどに応じて地域への出張相談、巡回相談等の対応を行います。

#### ・地域行政センターの総合案内機能の付与

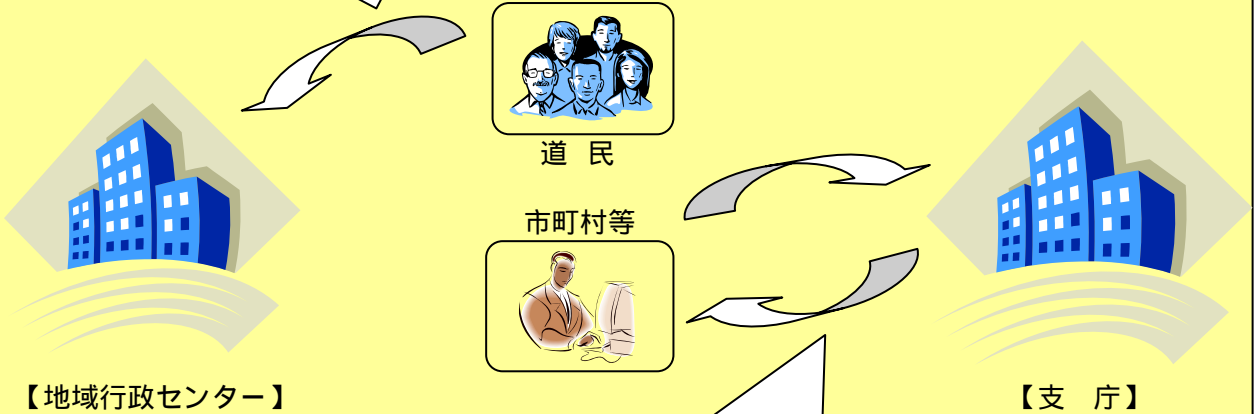
地域行政センターには

- ・道政に関する問い合わせ
- ・地域行政センターが直接担っていない業務に関する相談窓口や手続等の案内

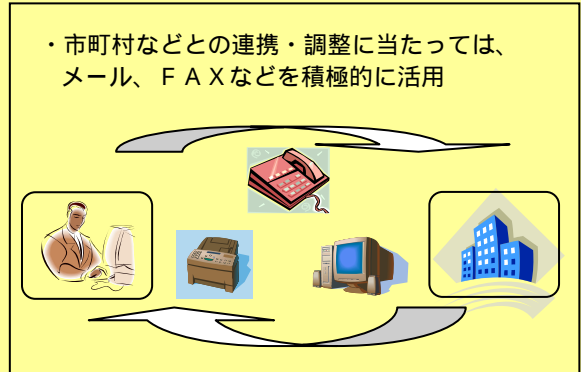
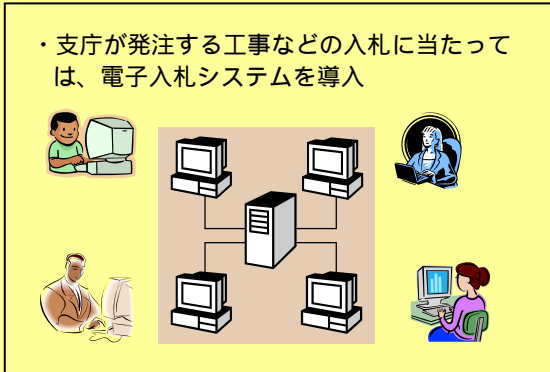
といった総合案内機能を付与します。

# 新しい支庁におけるサービス提供のイメージ

これまで支庁において行っていた住民が直接出向く必要がある行政サービスは、原則地域行政センターで対応します。



支庁の事務処理に当たっては、ITの活用や仕事の処理方法の改善などを行い、市町村などに大きな負担をかけないようにします。



# 【 資 料 編 】

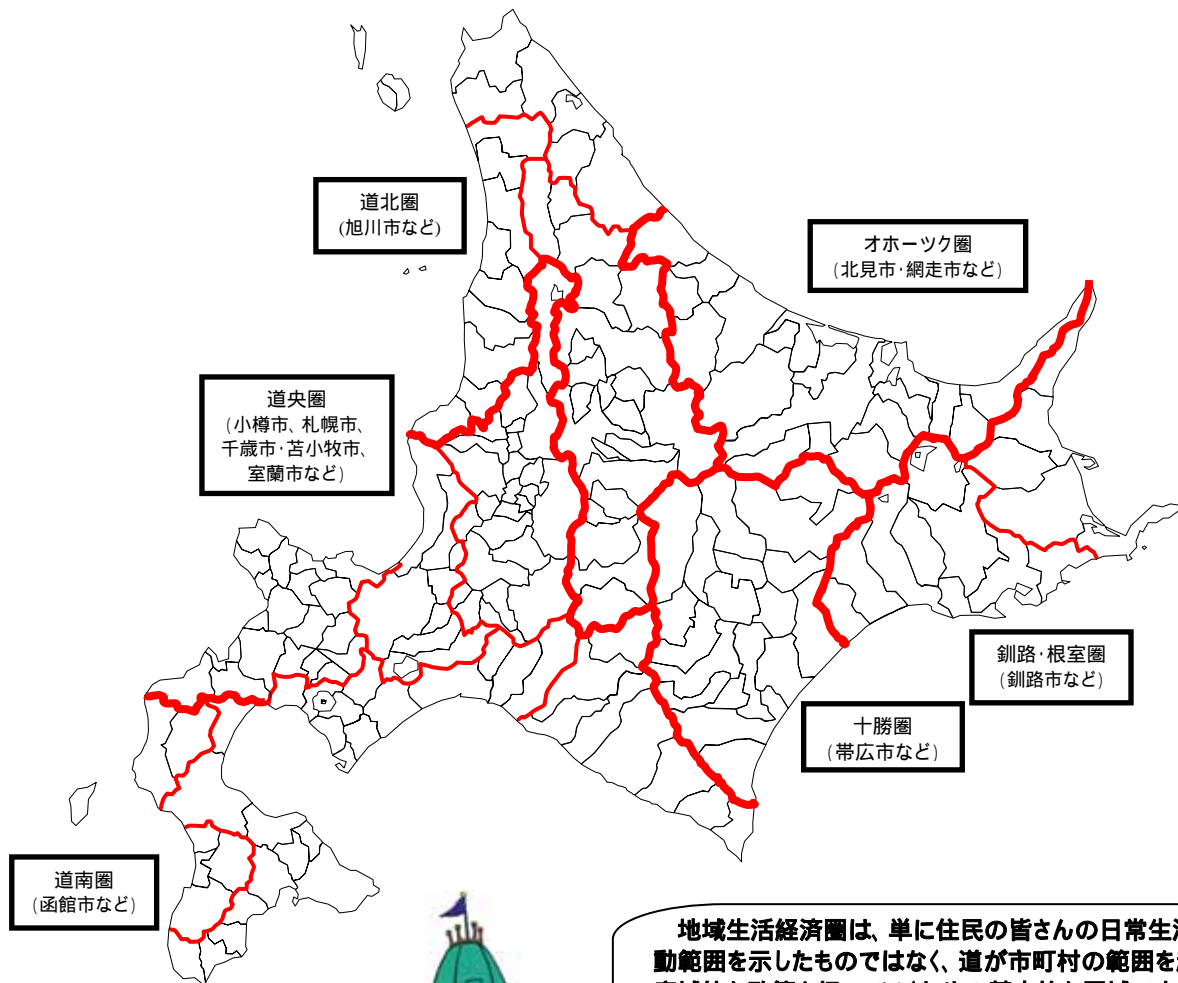


## ( 1 ) 現行の地域生活経済圏について

人々の生活は、仕事や買物、医療、教育などさまざまな地域的な広がりの中で営まれており、車社会の進展や交通網の整備などにより人々の生活行動の範囲は拡大し、産業経済活動も広域化しています。

こうしたことから、市町村や支庁の枠組みをこえ、広域的な観点から地域の発展を図るため、中核都市圏と地域中心都市と農山漁村との結びつきを強め、ともに発展し、地域の産業の振興を図り、高まっていくさまざまな生活ニーズを満たす地域的なまとまりとして、「地域生活経済圏」を形成していきます。

そのため、全道的な観点から、「道南圏」、「道央圏」、「道北圏」、「オホーツク圏」、「十勝圏」、「釧路・根室圏」の6つの「地域生活経済圏」の発展をめざし、さまざまな施策を展開します。  
(第3次北海道長期総合計画から抜粋)



( )内は各圏域の中核都市圏です。



### 中核都市圏

高い都市機能を有する都市を核として各圏域の拠点の役割を担い、発展する地域として設定していますが、このうち、道央圏は小樽から札幌、千歳、苫小牧、室蘭に至るエリアを道央中核都市圏と位置付け、その集積の効果を圏域のみならず本道全体の発展に結びつけていくこととしています。

## 【参考】 地域生活経済圏の状況

圏域名	支庁名	管内面積		管内人口		支庁職員数 (人)	市町村数	
		(km <sup>2</sup> )	構成比	(人)	構成比		H16.11.30	現在
道南圏	渡島	3,936.14	5.1%	449,371	12.0%	907	17	11
	檜山	2,629.87	3.4%	46,999	1.3%	318	10	7
	計	6,566.01	8.5%	496,370	13.2%	1,225	27	18
道央圏	石狩(札幌市除く)	2,418.74	3.1%	429,126	11.5%	842	9	7
	後志	4,305.66	5.6%	250,065	6.7%	696	20	20
	空知	6,558.22	8.5%	365,563	9.8%	778	27	25
	胆振	3,698.00	4.8%	426,627	11.4%	858	15	11
	日高	4,811.95	6.2%	81,403	2.2%	394	9	7
	計	21,792.57	28.2%	1,552,784	41.4%	3,568	80	70
道北圏	上川	9,852.17	12.7%	535,456	14.3%	1,012	24	22
	留萌	4,019.91	5.2%	61,488	1.6%	461	9	9
	宗谷	4,050.76	5.2%	75,665	2.0%	514	10	9
	計	17,922.84	23.2%	672,609	18.0%	1,987	43	40
オホーツク圏	網走	10,690.47	13.8%	324,719	8.7%	1,065	26	19
	計	10,690.47	13.8%	324,719	8.7%	1,065	26	19
十勝圏	十勝	10,831.24	14.0%	354,147	9.5%	989	20	19
	計	10,831.24	14.0%	354,147	9.5%	989	20	19
釧路・根室圏	釧路	5,997.38	7.8%	261,883	7.0%	706	10	8
	根室	3,497.96	4.5%	84,035	2.2%	359	5	5
	計	9,495.34	12.3%	345,918	9.2%	1,065	15	13
合計		77,298.47	100.0%	3,746,547	100.0%	9,899	211	179

区分	管内面積	管内人口	支庁職員数	市町村数	
				H16.11.30	現在
1圏域の平均値 (道央圏除く)	11,101	438,753	1,266	26	22
現在の支庁の平均値 (道央圏除く)	6,167	243,751	703	15	12

- 注 1 石狩支庁欄は、札幌市を除いた数値  
 2 管内面積は、平成17年全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)  
 (根室支庁の欄は北方領土(5,036.14km<sup>2</sup>)は除く。)  
 3 管内人口は、平成17年国勢調査速報値  
 4 支庁職員数は、平成18年4月1日現在  
 5 市町村数は、「現在」は平成18年4月1日現在

## ( 2 ) 地域生活経済圏形成状況調査の概要 ( 要約版 )

### 1 . 調査の目的等

本調査は、新しい総合計画のあり方や支庁制度改革における支庁再編に関する検討に資するため、現在の第3次北海道長期総合計画（地域編）における根幹的な考え方である『地域生活経済圏』について、都市機能の集積や生活活動範囲などの現状を定量的・客観的に分析することにより、各圏域の形成状況を明らかにすることを目的に実施した。

なお、調査・分析で得られた結果等については、平成20年度からスタートする新しい総合計画において設定する地域生活経済圏の圏域の検討及び新しい支庁所管区域の設定の検討を行う際の検討材料の1つとなるものである。

### 2 . 調査方法

現計画において、地域生活経済圏は、市町村の範囲をこえた身近な日常生活を中心とした地域的なまとまりや支庁の枠組みをこえ、広域的な観点から地域の発展を図ることを目的として設定されている。また、「中核都市圏、地域中心都市と農山漁村との結びつきを強め、ともに発展し、地域の産業の振興を図り、高まっていくさまざまな生活ニーズを満たす地域的なまとまり」として形成を図っていくものとしているほか、圏域の発展を図るためには、都市の機能を高めるとともに農山漁村との結びつきを強めていくことの必要性を示している。

このように、地域生活経済圏の形成においては、都市への機能集積と、それを利用する農山漁村との結びつきが重要な要素であるといえることから、統計データや市町村間の結びつきを示す資料などを用いて、地域生活経済圏の形成状況について客観的に検証を行う。

検証にあたっては、中核都市圏、地域中心都市と農山漁村地域との「結びつき」を客観的に表すものとして、『都市機能の分布状況』、『都市への依存状況』の2点に着目し検証を行った。

都市機能の分布状況調査分野一覧

分 野	指標項目	対 象	分布率計算方法	出 典
行 政	国・道出先機関数	・国の機関(北海道開発局関連、法務局、裁判所、税務署、国立病院等) ・道の機関(本庁、支庁、道立病院、土木現業所、農業試験場等)	行政機関数の全道シェア	2004 道民便利帳 (H16)
経 済	金融・保険事業所数	銀行、信託業、中小企業等金融業、農林水産金融業、政府関係金融機関、貸金業、各種保険業	金融・保険事業所数、規模別事業所数、卸売市場、流通団地等数の全道シェアの平均値	事業所・企業統計調査 (H13)
	規模別事業所数	従業員数 100 人以上		
	卸売市場数	中央卸売市場、地方卸売市場		
	流通団地等数	流通団地、卸売団地、トラック団地、流通・工業団地		
消 費	大型小売店数	従業員数 50 人以上	大型小売店数の全道シェア	統計でみる市区町村のすがた 2005
医 療	医師数	医師法に基づく届出を行った医師	医師数、病院数、救命救急センターの全道シェアの平均値	北海道保健統計年報 (H15)
	病院数	療養病床等( )を有する施設		
	救命救急センター数	北海道保健福祉計画に基づく施設( )		
教育・文化	高等教育機関数	大学、短大、高専	高等教育機関数、社会体育施設数、美術館数、文化会館数、図書館数、博物館数の全道シェアの平均値	北海道学校一覧 (H17)
	社会体育施設数	地方公共団体が設置したスポーツ施設		
	美術館数	人文系の美術館及び類似施設		
	文化会館数	固定席 300 席以上		
	図書館数	蔵書数 10 万冊以上		
	博物館数	博物館法に定める博物館及び相当施設		
情 報	情報通信事業所数	通信業、放送業、情報サービス業、インターネットサービス業、映像・音声・文字情報制作業	情報通信事業所数の全道シェア	事業所・企業統計調査 (H13)

( )療養病床等とは、医療法に規定する病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの  
( )救命救急センターとは、生命に危険のある重篤救急患者を 24 時間体制で受け入れる医療施設

### 都市への依存状況調査分野一覧

分野	対象	依存率計算方法	出典
通勤圏	就業者数（15歳以上）	通勤依存率 = (他市町村に従業する15歳以上就業者数) ÷ (自市町村に常住する15歳以上就業者数) × 100	国勢調査（H12）
通学圏	通学者数（15歳以上）	通学依存率 = (他市町村に通学する15歳以上通学者数) ÷ (自市町村に常住する15歳以上通学者数) × 100	国勢調査（H12）
購買圏	購買者数（買回り品）	買物依存率 = (他市町村への購買者数) ÷ (自市町村からの総購買者数) × 100	北海道広域商圏動向調査（H3） （ ）
入院圏	入院者数	入院依存率 = (他市町村への入院者数) ÷ (自市町村からの総入院者数) × 100	国民健康保険患者受療動向調査 （H12）
通院圏	通院者数	通院依存率 = (他市町村への通院者数) ÷ (自市町村からの総通院者数) × 100	

（ ）購買圏の出典データについては、北海道広域商圏動向調査が平成4年以降実施されておらず、全道規模での調査資料で代替できる資料がないため、平成3年調査のデータを使用する。

## 3. 調査結果（まとめ）

### （1）中核都市圏及び地域中心都市の現状

#### 中核都市圏

中核都市圏は、それぞれの圏域において行政、経済をはじめ消費、医療、教育・文化、情報の分野で集積した都市機能を有し、通勤圏、通学圏、購買圏、入院圏、通院圏の全ての分野で圏域内市町村から依存があり、地域における拠点性を発揮していることがうかがえ、各圏域で中核都市圏を中心とした広域的な地域のつながりが形成され、現計画で設定されている役割を概ね果たしているものと考えられる。

#### 地域中心都市

地域中心都市は、それぞれの圏域において行政、経済をはじめ消費、医療、教育・文化、情報の分野で中核都市圏に及ばないものの一定の都市機能を有し、通勤圏、通学圏、購買圏、入院圏、通院圏のほぼ全ての分野で周辺農山漁村から依存があり、中核都市圏とともに、周辺の農山漁村の身近な生活ニーズに対応していることがうかがえ、現計画で設定されている役割を概ね果たしているものと考えられる。

### （2）各圏域の形成状況

#### 道南圏

函館市を拠点とする中核都市圏が圏域内市町村から依存を受ける形となっており、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

#### 道央圏

空知地域の一部地域で中核都市圏との結びつきが弱いものの、後志、空知、日高地域の地域中心都市などを中心に周辺市町村との地域的なまとまりを構成する一方、圏域全体として、札幌市などを拠点とする中核都市圏に依存がみられることから、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

#### 道北圏

旭川市を拠点とする中核都市圏の圏域内市町村の依存度合がやや低くなっているものの、名寄市や稚内市などの地域中心都市が周辺市町村との結びつきを強め地域的なまとまりを構成する一方、圏域全体での一定の結びつきを確保しており、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

#### オホーツク圏

北見市、網走市を拠点とする中核都市圏を中心とした周辺市町村とのまとまりと、紋別市や遠軽町といった地域中心都市とその周辺市町村のまとまりを核に、圏域全体での一定の結びつきを確保しており、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

#### 十勝圏

帯広市を拠点とする中核都市圏のもとで、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

#### 釧路・根室圏

釧路市を拠点とする中核都市圏が圏域内市町村から依存を受ける形となっており、概ね計画で意図された圏域の形成が図られていると考えられる圏域

### (3) 圏域外依存

圏域外への一定の依存（依存率5%以上）がみられる市町村は、全道で57市町村あった。

### (4) 圏域形成の概況

この検証により、大まかには、圏域内の依存状況や広がりなどから、道南圏や、十勝圏、釧路・根室圏のように中核都市圏を中心として形成が図られている圏域と、道央圏や、道北圏、オホーツク圏のように地域中心都市を中心とした地域的なまとまりがみられる一方で、圏域全体としては、中核都市圏へ一定の結びつきがみられる圏域とに分けられた。また、一部に圏域外の中核都市圏との一定の結びつきがある地域もみられた。これらを踏まえ、全体的にみると、現行の6つの圏域において、中核都市圏を中心とした広域的な地域のつながりがみられ、概ね計画で意図された圏域の形成が図られているとの結果となった。

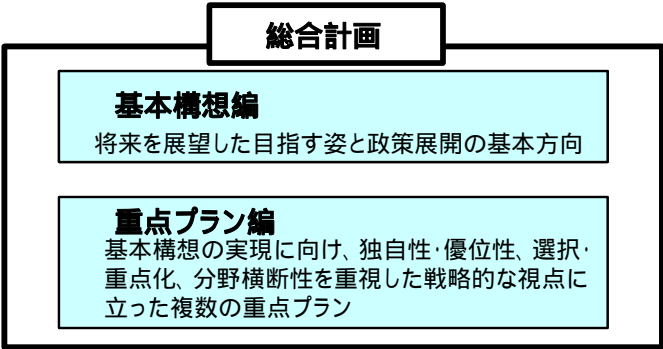
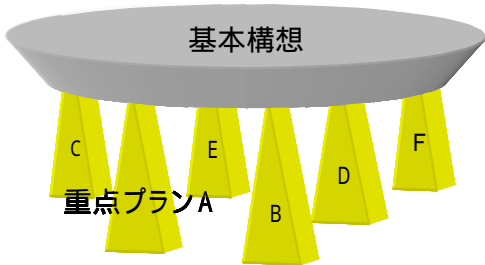
# ( 3 ) 新しい総合計画のイメージ

新しい総合計画

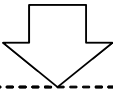
**計画の期間**

平成20年度からおおむね10年

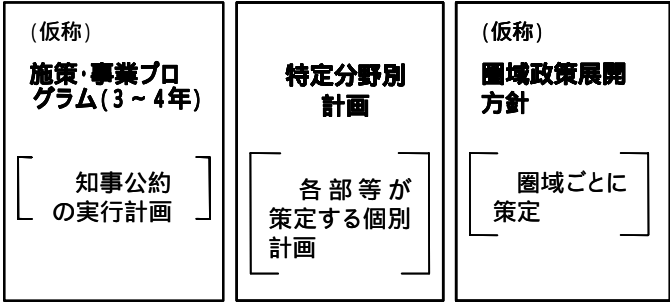
**計画の構成**



個別具体的な施策・事業は特定分野別計画等に委ねる



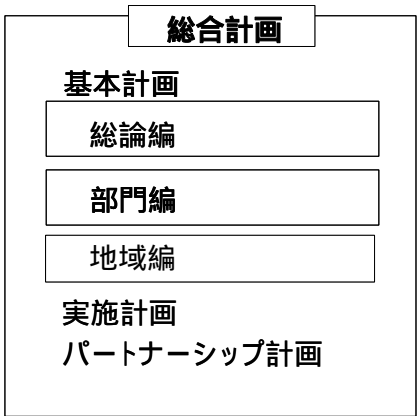
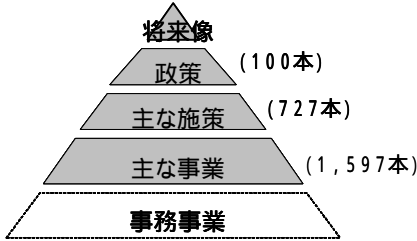
**計画推進の手立て**



(参考)

第3次北海道長期総合計画

平成10年度から19年度まで



### (4) 支庁機能の区分表

部門	分野	業 務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
地域振興・管理	地域政策	地 域 政 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道行政の重要施策の企画及び総合調整（支庁レベル）の事務</li> <li>・地域の重要施策の立案・推進等に係る事務</li> <li>・国際交流、地域の国際化等に関する事務</li> <li>・地域における政策の立案等に係る調整に関する事務</li> <li>・地域振興に係る計画及び事業の推進に関する事務</li> </ul>	
		各部門の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門（道民生活、産業振興、社会資本）の企画事務の総合調整に関する事務</li> </ul>	
	企画調整	部門の企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興・管理部門の企画調整に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興・管理部門に係る相談窓口の案内、手続等の案内に関する事務</li> <li>・特定の地域課題等に関する事務</li> </ul>
		防 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・消防等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災等に関する事務（連絡調整等）</li> </ul>
	地域調整	広 報 広 聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報広聴に関する事務</li> </ul>	
		土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地対策の調整及び土地取引の規制に関する事務</li> <li>・租税特別措置法の施行に関する事務</li> </ul>	
		統 計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計調査の実施に関する事務</li> <li>・統計資料の収集・整理及び保存に関する事務</li> <li>・統計の普及及び啓発に関する事務</li> </ul>	
		市町村行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等の行政及び財政に関する事務</li> <li>・市町村の名称及び行政区域に関する事務</li> <li>・市町村の公営企業に関する事務</li> <li>・市町村税、地方交付税及び地方債に関する事務</li> <li>・行政書士に関する事務</li> <li>・自衛官の募集に関する事務</li> <li>・市町村合併・広域行政に関する事務</li> </ul>	
		総 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の身分、進退、服務及び賞罰に関する事務</li> <li>・公印の管守・文書管理に関する事務</li> <li>・庁中の取締等に関する事務</li> <li>・私学、宗教法人に関する事務</li> <li>・職員の研修に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道政に係る総合案内に関する事務（道政相談に関する事務）</li> <li>・公印の管守・文書管理に関する事務</li> <li>・庁中の取締等に関する事務</li> <li>・旅券に関する事務</li> <li>（＊〔注2〕）</li> </ul>
	会計	職 員 厚 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与及び福利厚生に関する事務</li> <li>・職員の健康管理に関する事務</li> </ul>	（＊〔注2〕）
		経 理 審 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支庁の予算経理に関する事務</li> <li>・支出負担行為及び支出命令に関する事務</li> </ul>	（＊〔注2〕）
			出 納 需 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道費歳入金及び道費歳出金の記録・管理に関する事務</li> <li>・物品の取得、管理及び処分に関する事務</li> </ul>
		事 業 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事に係る入札の実施等に関する事務</li> </ul>	

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
	税務	税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道税事務の企画及び調整に関する事務</li> <li>・税務統計に関する事務</li> </ul>	
		課税 ・ 納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道税の賦課に関する事務</li> <li>・道税の徴収に関する事務</li> <li>・犯則取締、不服申立て等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、申請書、届出書に関する事務</li> <li>・自動車税等の課税免除に関する事務</li> <li>・道税の納税相談に関する事務</li> <li>・道税の徴収猶予に関する事務</li> </ul>
		収納 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道税の決算に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道税の収納に関する事務</li> <li>・道税に係る諸証明に関する事務</li> </ul>
道民生活	企画調整	部門の 企画 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活部門の企画調整に関する事務</li> <li>・保健・医療・福祉に関する調整事務（保健・医療・福祉に関する各種計画の総合管理等）</li> <li>・災害援助に関する事務</li> <li>・各種統計に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務</li> <li>・保健・医療・福祉に関する調整事務（健康危機管理対策等）</li> </ul>
	道民生活	道民 生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民生活の向上に関する事務（生活・スポーツ・文化の振興等）</li> <li>・消費者行政に関する事務</li> <li>・地域活動等の推進に関する事務（道民運動の推進等）</li> <li>・青少年問題に関する事務</li> <li>・男女平等参画推進に関する事務（普及啓発等）</li> <li>・交通安全対策の推進に関する事務</li> <li>・アイヌ生活向上推進方策に関する事務（アイヌ施策等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動等の推進に関する事務（特定非営利活動等）</li> <li>・男女平等参画推進に関する事務（条例に基づく苦情の申出等）</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務</li> <li>・アイヌ生活向上推進方策に関する事務（事業補助金事務）</li> </ul>
	環境	環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動の促進に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定開発行為の規制に関する事務</li> <li>・公害に関する規制等に関する事務</li> <li>・特定工場に係る公害防止組織の整備に関する事務</li> <li>・浄化槽に関する事務</li> </ul>
		廃棄物 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物対策の調整に関する事務（普及啓発等）</li> <li>・一般廃棄物の処理等に関する事務</li> <li>・産業廃棄物の処理施設に関する事務</li> <li>・資源リサイクルに関する事務（リサイクルの推進の調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物対策の調整に関する事務（環境衛生指導員の指名）</li> <li>・産業廃棄物の処理に関する事務</li> <li>・資源リサイクルに関する事務（自動車リサイクル法に関する事務）</li> </ul>
		自然 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全に関する事務（普及啓発、自然環境保全地域に関する事務等）</li> <li>・自然公園に関する事務</li> <li>・野生動物の保護及び狩猟に関する事務（総合調整、鳥獣保護事業計画等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物の保護及び狩猟に関する事務（狩猟者登録）</li> <li>・飼養動物の愛護及び管理に関する事務</li> </ul>
健康 推進	保健 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健の推進に関する事務（市町村保健活動の調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健の推進に関する事務（健康危機管理体制強化に関する技術等）</li> <li>・保健・医療・福祉の総合相談に関する事務</li> <li>・医療社会事業に関する事務</li> </ul>	
	保健 予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核の予防及び医療に関する事務（医療機関指定等）</li> <li>・感染症の予防等に関する事務（発生状況把握・動向把握等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核の予防及び医療に関する事務（保健指導）</li> <li>・感染症の予防等に関する事務（HIV検査、ウイルス肝炎検査等）</li> <li>・特定疾患に関する事務</li> <li>・エックス線の撮影等に関する事務</li> <li>・原爆被爆者の医療等に関する事務</li> </ul>	



部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
	健康増進	健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康の増進に関する事務（市町村との調整等）</li> <li>歯科保健に関する事務（歯科保健センター等）</li> <li>重度心身障害者等の医療給付に関する事務</li> <li>地域リハビリテーションに関する事務（広域支援体制等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病の予防、老人保健、地域リハビリテーション、歯科保健に関する事務（各種相談等）</li> <li>栄養士、調理師に関する事務</li> <li>栄養指導・健康・栄養調査等に関する事務</li> <li>健康の増進に関する事務（健康増進法関連事務等）</li> </ul>
		子ども未来・子育て支援相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健及び母体保護に関する事務（母子医療施設関連事務等）</li> <li>子育て支援に関する事務（少子化対策等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に基づく援護・育成に関する事務</li> <li>母子保健及び母体保護に関する事務（母子保健の総合相談、保健指導等）</li> <li>子育て支援に関する事務（育成医療の給付、保育所認可等）</li> </ul>
		精神保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する事務（地域の精神保健対策の調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する事務（精神障害者の保健指導等）</li> </ul>
	社会福祉	地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の推進に関する事務（地域福祉計画・障害者計画等）</li> <li>民生委員に関する事務</li> <li>戦没者の遺族等の恩給等に関する事務（更生医療費給付等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の推進に関する事務（社会福祉施設の整備（設置認可）等）</li> <li>生活保護の企画等に関する事務</li> <li>戦没者の遺族等の恩給等に関する事務（戦傷病者手帳交付事務等）</li> </ul>
		生活保護		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく援護に関する事務</li> </ul>
		保険運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に関する事務</li> <li>介護保険に関する事務（事業支援計画等）</li> </ul>	
		運営指導		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人に関する事務</li> <li>介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者に関する事務</li> </ul>
	保健衛生	医務業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・医療相談（医療安全支援センターの運営）に関する事務</li> <li>医薬分業及び薬事保健の推進に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設及び医療法人に関する事務</li> <li>医師・歯科医師等に関する事務</li> <li>死体解剖及び保存に関する事務</li> <li>医療相談に関する事務</li> <li>医薬品、医薬部外品等に関する事務</li> <li>薬局、医薬品等の製造・販売業に関する事務</li> <li>毒物、劇物、麻薬等の取締に関する事務</li> <li>安全な血液製剤の安定供給の確保に関する事務</li> <li>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務</li> </ul>
		食品保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生に関する事務（健康被害発生状況把握・動向把握等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生に関する事務（許認可事務・監視指導事務等）</li> <li>食鳥処理事業等に関する事務</li> </ul>
		食肉検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜場等に関する事務</li> <li>食鳥処理場等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜検査に関する事務</li> <li>食鳥検査に関する事務</li> </ul>
環境衛生		<ul style="list-style-type: none"> <li>水道その他の飲料水供給施設に関する事務</li> <li>狂犬病発生時における措置に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化製場等に関する事務</li> <li>狂犬病の予防に関する事務</li> <li>理容師、美容師、クリーニング師に関する事務</li> </ul>	

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興行場、旅館、公衆浴場等に関する事務</li> <li>・ 生活衛生関係営業の運営適正化等に関する事務</li> <li>・ 温泉に関する事務</li> <li>・ 飲料水の衛生に関する事務</li> <li>・ 墓地、火葬場等に関する事務</li> <li>・ 犬猫引き取りに関する事務</li> <li>・ 建築物の環境衛生に関する事務</li> </ul>
		試験検査	・ 衛生上の試験及び検査に関する事務	
	児童相談	相談支援・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童についての相談及び指導に関する事務</li> <li>・ 児童の家庭その他環境の調査に関する事務</li> <li>・ 里親に関する事務</li> <li>・ 福祉事務所等との連絡等に関する事務</li> </ul>	
		判定援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の心身及び環境の診断並びに判定に関する事務</li> <li>・ 児童及び保護者の心理治療等に関する事務</li> </ul>	
		一時保護	・ 児童の一時保護に関する事務	
産業振興	企画調整	部門の企画調整	・ 産業振興部門の企画調整に関する事務	・ 産業振興部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務
		商工労働観光	労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働行政の調整に関する事務</li> <li>・ 雇用対策に関する事務</li> <li>・ 労働争議の予防及び調整に関する事務</li> <li>・ 労働関係の諸調査等に関する事務</li> <li>・ 労働教育に関する事務</li> <li>・ 労働者の福祉等に関する事務（パートタイム労働者福祉等）</li> <li>・ 認定職業訓練に関する事務</li> <li>・ 技能検定に関する事務</li> <li>・ 勤労青少年及び女性労働者の福祉に関する事務</li> <li>・ 労働安全衛生に関する事務</li> <li>・ 仕事と家庭の両立に関する事務</li> </ul>
	商工振興		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業支援に関する事務</li> <li>・ 物産振興に関する事務</li> <li>・ 中小企業等協同組合に関する事務</li> <li>・ 中小企業金融及び経営支援に関する事務（中小企業経営革新支援等）</li> <li>・ 産業立地に関する事務（企業誘致等）</li> <li>・ 産業支援に関する事務</li> <li>・ 貸金業の規制に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業の振興に関する事務</li> <li>・ 商工業に係る物資の流通対策に関する事務</li> <li>・ 商工団体の育成に関する事務</li> <li>・ 中小企業金融及び経営支援に関する事務（中小企業金融、経営相談等）</li> <li>・ 産業立地に関する事務（工場立地法関連事務）</li> </ul>
	指導保安		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務（保安行政の調整等）</li> <li>・ 電気工事業の業務の適正化に関する事務（免状交付等）</li> <li>・ 砂利採石に関する事務（砂利採取業登録等）</li> <li>・ 砂利等資源対策に係る調整に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類及び高圧ガスの取締に関する事務（高圧ガスの指導取締等）</li> <li>・ 電気工事業の業務の適正化に関する事務（検査指導等）</li> <li>・ 砂利採石に関する事務（指導取締等）</li> </ul>
	観光	・ 観光振興及びイベントの推進に関する事務		

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等	
			事務の内容	事務の内容	
	林務	林務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林務行政の調整に関する事務</li> <li>・森林組合等に関する事務</li> <li>・林業従事者の就業改善に関する事務</li> <li>・林野火災警防に関する事務</li> <li>・地域林業システムに関する事務</li> <li>・みどりの雇用創出支援事業に関する事務</li> <li>・入会林野等に関する事務</li> <li>・森林整備地域活動支援に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           森林、林業及び緑化に係る各種事業、            工事関連の事務 [注3]         </div>	
		造林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林に関する事務</li> <li>・間伐に関する事務</li> <li>・林業用種苗に関する事務</li> <li>・林業機械に関する事務</li> <li>・森林保護に関する事務</li> <li>・森林保険に関する事務</li> <li>・森林計画に関する事務</li> <li>・林地の利用調整に関する事務</li> <li>・「森林と人との共生林」に関する事務</li> </ul>		
		林産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林産物の振興に関する事務</li> <li>・林産物の需給及び流通に関する事務</li> <li>・木育に関する事務</li> <li>・林業金融に関する事務</li> <li>・林業構造の改善に関する事務</li> <li>・特用林産物に関する事務</li> </ul>		
		治山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共治山事業に関する事務</li> <li>・地すべり防止事業に関する事務</li> <li>・災害復旧等事業に関する事務</li> <li>・小規模治山事業に関する事務</li> <li>・治山施設等の管理に関する事務</li> </ul>		
		林道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道に関する事務</li> <li>・林道施設災害に関する事務</li> </ul>		
		森林保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林の指定及び解除並びに管理に関する事務</li> <li>・林地の開発行為等に関する事務</li> <li>・森林パトロール事業に関する事務</li> </ul>		
		みどり対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの環境づくりに関する事務</li> <li>・緑化の推進に関する事務</li> <li>・森林利用に関する事務</li> </ul>		
		森林の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の総合利用の推進に関する事務</li> <li>・道民の森の管理・運営に関する事務</li> </ul>		
		森林に関する普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林及び林業に関する技術・知識の普及指導に関する事務</li> <li>・一般民有林の施業の指導に関する事務</li> <li>・普及指導の対象者の組織化に関する事務</li> <li>・普及指導対象者の実態等の情報収集等</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           普及指導に係る事務 [注3]         </div>
		道有林野の管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野の管理に関する事務</li> <li>・道有林野事業の整備管理に関する事務</li> <li>・林野産物の売り払いに関する事務</li> <li>・林地利用調整、造林、材木育種、林道、治山に関する事務</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           道有林野の管理、整備に係る事務            [注3]         </div>

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
	水産	漁政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産行政の調整に関する事務</li> <li>・水産業協同組合に関する事務（組合検査、経営指導、合併推進の事務を含む。）</li> <li>・水産金融に関する事務</li> <li>・漁業共済及び漁船保険に関する事務</li> <li>・水産物の流通及び加工に関する事務</li> <li>・漁業後継者の育成等に関する事務</li> <li>・漁業経営の安定対策及び水産加工の振興に関する事務</li> <li>・水産技術普及指導所に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業災害に関する事務</li> </ul>
		水産に関する普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産技術の普及・指導に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">普及指導に係る事務 [注3]</div>
		水産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸漁場の整備開発に関する事務</li> <li>・水産業に関する環境保全に関する事務</li> <li>・栽培漁業に関する事務</li> <li>・沿岸漁業構造の改善に関する事務</li> </ul>	
		漁港漁村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港に関する事務（漁港整備等）</li> <li>・海岸に関する事務（漁港海岸保全区域の指定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港に関する事務（漁港管理）</li> <li>・海岸に関する事務（漁港海岸保全区域の管理等）</li> </ul>
		漁業管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船業の適正化に関する事務</li> <li>・岩礁破碎等に関する事務</li> <li>・外国漁船の寄港対策に関する事務</li> <li>・プレジャーボートに関する事務</li> <li>・サケマス増殖事業に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業権に関する事務</li> <li>・漁業の許可及び操業の調整に関する事務</li> <li>・資源管理型漁業の推進等に関する事務</li> <li>・漁船に関する事務</li> <li>・小型船舶の船籍、総トン数に関する事務</li> <li>・漁業の取締に関する事務</li> <li>・内水面漁場管理に関する事務</li> </ul>
	農務	農政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業行政の調整に関する事務</li> <li>・農業協同組合その他農業団体に関する事務</li> </ul>	
		農業経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業金融に関する事務</li> <li>・農業担い手の育成及び確保に関する事務</li> <li>・農業災害補償に関する事務</li> <li>・農業ビジネスに関する事務</li> </ul>	
		農村振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村振興及び農地行政の調整に関する事務</li> <li>・農業振興地域整備制度に関する事務</li> <li>・農地の利用関係の調整に関する事務</li> <li>・国有農地等に関する事務</li> <li>・地籍調査に関する事務</li> <li>・中山間地域等の振興対策に関する事務</li> <li>・経営構造対策に関する事務</li> <li>・新山村振興等農林漁業対策に関する事務</li> <li>・アイヌ農林漁業対策に関する事務</li> <li>・農業者の就農改善に関する事務</li> <li>・農業の環境保全対策の推進等に関する事務</li> <li>・バイオマスの利活用等に関する事務</li> </ul>	

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
		生産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産物の生産振興等に関する事務（農作物の生産振興、畜産物の処理・流通・消費対策に関する事務等）</li> <li>・クリーン農業・有機農業に関する事務</li> <li>・植物防疫の推進、農薬の効率・安全利用の推進等に関する事務</li> <li>・肥料及び農業機械の効率・安全利用の推進等に関する事務</li> <li>・農業技術の普及・営農技術対策に関する事務</li> <li>・農業改良普及センターに関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産物の生産振興等に関する事務（家畜取引に関する事務等）</li> </ul>
		農業改良普及指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営及び農村生活の改善に関する技術・知識の普及指導等に関する事務</li> <li>・農業経営及び農村生活の改善に関する情報提供に関する事務</li> <li>・新規就農を促進するための情報提供・相談等に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">普及指導に係る事務 [注3]</div>
		家畜保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生の思想の普及及び向上に関する事務</li> <li>・家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務</li> <li>・家畜の伝染病の予防に関する事務</li> <li>・地方的特殊疾病の調査に関する事務</li> <li>・農林水産大臣の指定する疾病の予防のための家畜の診断に関する事務</li> <li>・家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">家畜保健衛生に係る事務 [注3]</div>
農業農村整備（調整）	調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業（以下農業農村整備の分野において「事業」という）の予算の総括経理・決算に関する事務</li> <li>・道営事業の契約に関する事務</li> </ul>		
	指導企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業制度に係る指導に関する事務</li> <li>・事業の認可等に関する事務</li> <li>・土地改良区に関する事務</li> <li>・団体営事業に係る事務・検査に関する事務</li> <li>・負担金及び分担金に関する事務</li> <li>・事業に係る融資に関する事務</li> <li>・農業水利に関する事務</li> </ul>		
	地域計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の調整及び制度等の普及に関する事務</li> <li>・道営事業計画の策定に関する事務</li> <li>・団体営事業計画の審査・指導に関する事務</li> <li>・交付金事業制度の普及・計画策定指導・審査に関する事務</li> <li>・事業に係る事業管理に関する事務</li> <li>・事業に係る基本計画に関する事務</li> <li>・事業に係る農地の利用集積に関する事務</li> </ul>		
	事業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営事業に係る用地測量、取得、登記等に関する事務</li> <li>・開拓財産等に関する事務</li> <li>・事業に係る財産の管理及び処分に関する事務</li> </ul>		

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
	農業農村整備（事業実施）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営事業に係る補償に関する事務</li> <li>・農用地の集団化に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           事業に係る工事関連の事務 [注3]         </div>
		設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の設計及び積算に係る指導及び審査に関する事務</li> <li>・事業の単価及び歩掛に関する事務</li> <li>・事業等の工事仕様書及び施工管理に関する事務</li> <li>・事業の設計基準に関する事務</li> <li>・道営事業の全体実施設計に関する事務</li> <li>・農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務</li> <li>・設計図書の作成指導・審査に関する事務</li> </ul>	
		事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営事業の実施に関する事務</li> <li>・団体営事業に関すること</li> <li>・農地に係る海岸保全区域並びに地すべり防止区域及び防災ダムの維持管理に関する事務</li> </ul>	
社会資本	企画調整	部門の企画調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本部門の企画調整に関する事務</li> <li>・土木事業に係る施策の総合調整に関する事務</li> <li>・市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関する事務</li> <li>・土木事業に係る審査・検査等に関する事務</li> <li>・土木事業に係る設計監理に関する事務</li> <li>・社会資本に係る調査・統計に関する事務</li> <li>・市町村道及び普通河川に関する事務（市町村道国庫補助事業及び準用河川国庫補助事業等）</li> <li>・建設業に関する事務（建設業者の監督等）</li> <li>・各種閲覧の対応に関する事務</li> <li>・公共土木施設の災害復旧に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本部門に関する相談窓口の案内・手続等の案内に関する事務</li> <li>・建設業に関する事務（請負工事契約に係る相談）</li> </ul>
		建築・住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の建設指導に関する事務（市町村公営住宅の整備指導等）</li> <li>・改良住宅の建設指導に関する事務</li> <li>・民間住宅に関する事務</li> <li>・建築住宅に関する事務（住環境整備事業等）</li> <li>・都市計画等に関する事務（宅地造成工事規制区域指定に関する事務等）</li> <li>・道営住宅の入居及び退去に関する事務（管理業務委託事務）</li> <li>・道営住宅の修繕に関する事務</li> <li>・道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務（財産の移動管理等）</li> <li>・公営住宅の管理指導に関する事務</li> <li>・改良住宅等の管理指導に関する事務</li> <li>・建築士に関する事務</li> <li>・宅地建物取引業に関する事務（宅地建物取引業者の登録・免許等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準に関する事務</li> <li>・融資住宅に関する事務</li> <li>・建築住宅に関する事務（住宅に関する各種相談等）</li> <li>・都市計画等に関する事務（開発行為に関する事務等）</li> <li>・道営住宅の入居及び退去に関する事務（家賃等事務）</li> <li>・道営住宅等の環境整備及び維持管理に関する事務（施設の保存・管理等）</li> <li>・宅地建物取引業に関する事務（宅地・建物の取引相談）</li> </ul>
		まちづくり・屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの推進及び屋外広告物に関する事務（市町村のまちづくり及び景観に関する総合調整等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの推進及び屋外広告物に関する事務（まちづくり及び景観に関する相談、屋外広告物の許可等）</li> </ul>

部門	分野	業務	支庁（本体）機能	地域行政センター機能等
			事務の内容	事務の内容
	公共施設整備（調整）	事業管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等の契約に関する事務</li> <li>・予算の経理に関する事務</li> <li>・工事管理事務に関する事務</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備に係る工事関連の事務</li> <li>・公共施設等の管理に係る事務 [注3]</li> </ul> </div>
		事業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業用地等の取得に関する事務</li> <li>・公共事業用地等の取得に伴う損失補償に関する事務</li> <li>・廃道敷地等の管理・処分に関する事務（第二種普通財産）</li> </ul>	
		公共施設等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の管理に関する事務</li> <li>・公有水面の埋め立ての免許に関する事務</li> <li>・廃道敷地等の管理・処分に関する事務（第二種普通財産以外）</li> <li>・空港、ダム等の管理に関する事務</li> </ul>	
	公共施設整備（事業実施）	道路建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の維持及び修繕に関する事務</li> <li>・道路に係る工事の計画・施行に関する事務</li> <li>・都市計画事業の計画・施行に関する事務</li> <li>・空港に係る工事の施行に関する事務</li> </ul>	
		治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海岸、漁港、砂防施設、地すべり防止施設等の維持及び修繕に関する事務</li> <li>・治水等に係る工事の施行に関する事務</li> </ul>	
		事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の管理・維持等の実施に関する事務</li> <li>・公有水面の埋め立ての免許に関する事務</li> <li>・道路、都市計画等に係る工事の設計及び監督に関する事務</li> </ul>	

注1～上記は、新しい支庁が担う基本的な事務（主なもの）を示したものであり、今後変更される場合がある。

注2～（\*）は、地域行政センターの規模等を踏まえ別途検討する事項である。

注3～  内に表示した事務は、工事や施設の管理、普及指導事務など、災害対応や、効果的・効率的な業務執行の観点から、必要に応じ支庁（本体）機能の一部を地域に配置するものである。

注4～各部門ごとに、部門内の各分野等の企画機能を集約化するが、個々の事務レベルの企画事務まで集約化するものではない。

( 5 ) 支庁制度改革の想定スケジュール

年	支庁制度改革	新しい総合計画	市町村合併
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理とりまとめ</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域意見の聴取</li> <li>・市町村意見交換会の開催</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理とりまとめ</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域意見の聴取等</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活経済圏の検証</li> <li>・新しい総合計画の枠組み等の検討</li> <li>・検証結果とりまとめ</li> <li>・新しい総合計画の考え方とりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併推進審議会の審議</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい支庁の姿」(骨格案)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域意見の聴取</li> <li>・市町村意見交換会の開催</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい支庁の姿」(案)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村意見交換会の開催</li> <li>・パブリックコメント</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合開発委員会での審議</li> <li>・計画素案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併構想原案</li> <li>・合併構想案</li> <li>・合併構想決定</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい支庁の姿」決定</li> <li>・支庁設置条例の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案</li> <li>・計画案</li> <li>・計画決定</li> </ul>	



担 当	北海道企画振興部地域主権局参事（支庁制度改革グループ）
住 所	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話	011-231-4111（内線23-314、23-313） （直通 011-204-5159）
F A X	011-232-2743
E-mail	sogo.syuken2@pref.hokkaido.lg.jp
U R L	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp">http://www.pref.hokkaido.lg.jp</a>